

○小澤(宛委員) 先ほどの外国人登録済証に戻りますけれども、これはもし法務省の方で把握しておられたらで結構でございますが、いろいろな行政手続、そのほかにも例えば金融機関からお金を借りる場合などにも使われていると思うのですけれども、とりあえず行政手続で外国人登録証の添付を要求する例としてどんなものがあるのか、その代表的な例、あるいは数限りなくあるのであれば、およそどのくらいあるというようなことを、私など思いつくのは例えば運転免許のときあるいは登記事務のときなどじゃないかと思うのですが、それらについて把握している範囲でお願いいたします。

たします。

○山崎説明員 たいま委員から御指摘のありましたように、公安委員会における自動車運転免許申請、社会保険事務における健康保険等の加入手続、法務局における不動産登記申請、陸運局におけるタクシー業務許可申請、知事に対して行う理容、美容師国家試験手続、建築業者登録申請、さらに市区町村に対して行う婚姻届とか認知届、出生届があり、さらに公的機関以外では中学校、高校、大学における入学手続、金融機関での融資、電話の設置、さらに個人的には就職する場合などに、外国人登録済証明書が幅広く利用されております。

○小澤(克)委員 大臣にお尋ねしたいと思えます。

今ずつとお聞きになっていて当然お気づきになったと思えますけれども、外国人登録制度が、本邦に在留する外国人に対する教育であるとか社会福祉であるとか、それからさらに公的機関がいろいろな手続をする際に外国人登録済証の添付を要求するというような形で、その居住関係、身分関係等を公証する制度として多面的に、多種多様に使われているわけです。したがって、外国人登録制度に基づいてあるいはこれに関連して多種多様な行政が行われている。中には、福祉等々に典型的ないわゆる行政サービスが事実として非常に大きな役割を占めているわけがございます。

ところが、現行の外国人登録法は、第一条の「目的」のところに、「この法律は、本邦に在留する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もつて在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。」こうなっているわけでございますね。現実運用されているこの外国人登録制度に基づく各種行政と外登法第一条の目的との間にかなり大きな乖離があるのではないかと申すわけでございます。「公正な管理」、管理という概念は非常に大きく広いから、いろいろな行政サービスのためにまず居住関係、身分関係を明確ならしめることも含むんだ

と言つて言えないことはないでしょうけれども、これはどうもこじつけでありますし、しかもこのような各種行政サービスが広く外国人に対して行われるようになったのは、歴史的にこの外登法成立以降の比較的最近のことでも多いようでございます。このような実態からしますと、この第一条の「目的」というのは、どうも外国人登録制度全体からして大きな乖離が生じているのではないかと繰り返してになりますが、そのような印象を持つわけでございます。

ここで大臣に、今のような私が指摘した面も含めまして、本邦に在留する外国人に対する行政のあり方そのものについて、あるいは将来あるべき姿も含めて結構でございますが、大臣の基本認識を伺わせていただきたいと思えます。

○田原国務大臣 たいま小澤先生の御質問は具体的な事例をたくさん並べられての御質問でございますが、最後の私に対する御質問は基本認識でございますから、いささか抽象的になるかもしれませんが、お許し願いたいと思えます。

私は、我が国を取り巻く国際環境が今日ほど急激に変化してきた時代はないと思つております。国際社会において地位がだんだん向上してまいっておりますから、役割もまた大きくなっておると認識しております。したがって、外国人がたくさん出入りされるようになった。その外国人の出入、在留管理を所掌することが入国管理行政であります。が、これの役割というのは極めて大きくなった。国際協調と国際交流の増進に寄与することが私は一番大事なことであらうと思つていますが、その我が国社会の健全な発展を確保するということも念頭に置かなければならぬ。そして、このような基本理念にあわせて、さらに、多年にわたり在留する外国人についてはその歴史の経緯や我が国社会への定着性にも配慮しながらやらなければならぬ。

今、いろいろ具体的なことをおっしゃられて、目的から乖離しておるとおっしゃいましたが、悪意があつて締めつけて利用しているというよりも、そういう理念でやっているものがたまたまあ

りますので、利用しているのではないかなと私は考えております。

○小澤(克)委員 今の御答弁の趣旨は、要するに外国人管理に資するための外国人登録制度が、各種行政サービス等も含めて、各種の行政に利用されているという御認識だろうと思つております。それは全くそのとおりだろうと思つております。

最初にこの外登法が成立した時点では、このような外国人に対する各種行政サービスの基礎に外国人登録制度を用いるということ、恐らく発想になつたことではないかと思つております。それが、その後のいろいろな情勢の変化によつてまさに利用されている。そうであるとなれば、外国人に対するいろいろな行政が、多面的にその必要があり、行われているわけでございますから、その基礎としての外国人の居住関係、身分関係を明らかにするための外国人登録制度というように、はつきりその目的、現在の行政目的に適應するような合法的な法制度にすることをそろそろ考える時期ではないだらうか。

最初に申し上げたとおり、この第一条の「目的」は余りにも狭過ぎ、現実に現在行われている行政とマッチしないわけでございますので見直しの必要があるのではないかと申すし、そうであるとなれば、例えば法制審への諮問等も当然お考えいただくかなければならぬかと思つておりますが、そのような御見解はございませんでしょうか。

○田原国務大臣 非常に専門的、具体的にございまして、まず政府委員からお答えさせていただきます。

○高橋政府委員 この外国人登録法に言います「外国人の公正な管理に資する」という目的でございますが、今先生がいろいろ例をおっしゃいましたように、外国人に関する行政というものは、福祉、教育、徴税それからいろいろ健康の問題など、非常に広い分野でございます。

それで、この法律自体は、これらのそれぞれの分野の行政等の目的に照らしまして、在留外国人に対する利益配分、規制を適正に行うことによつ

て行政の目的を実現する、それが目的でございますが、今先生御指摘になりましたように、日本を取り巻く国際情勢が変わつてきたこと、それから日本の社会自体に外国人を受け入れよう、だんだん開かれた社会になっていくという実態、システム自体が外国人にどんどん開かれていくということ、で、実態としては外国人登録法がそういうより広い分野の行政に使われる基礎になつてきたということとは疑いもない事実でございます。

ですから、外国人登録法に規定している目的自体を変える必要があるかどうかというのが先生の視点ではないかと思つておりますが、私といたしましては、必ずしもそれを変える必要があるかなという感じは持っておりません。ただ、実態としては先生御指摘のとおり広がつてきたということはあるかと思ひます。

○小澤(克)委員 必ずしも持つておりますというのは、ちよつと、意味がよくわからなかつたのですが、どつちなんでしょう。

○高橋政府委員 失礼いたしました。実態が広がつていくということ、この法律が機能しているということであつて、必ずしもこの目的を変える必要はないのではないかと、変える必要がないというのが私の感じでございます。

○小澤(克)委員 これ以上は議論になりますので、議論するつもりはございませんけれども、最初に申し上げたとおり、教育であるとか各種福祉あるいは課税等々を含めて、この外国人登録制度を基礎にする行政の範囲が極めて広がつていくわけでございます。そして、先ほどのお話の中でも、例えば外国人登録済証というのが法的には明記されていない。各自自治体の条例等に対応しているわけけれども、それでいながら各種の国の行政手続に、もちろん市町村も含めてですが、済証の添付が要求されているというように、これを考えますと、どう考えても実際の外国人登録制度の機能の広がりにこの第一条の目的がマッチして

いないことは私は明らかだろうと思つております。やはりこれは、各種行政全般に資するための外国人

登録制度というように見直す時期がもう来ていると思うのです。

内外人平等という原則がございます。外国人は日本国を構成する人ではございせんので、国政に参与する、参政権については制約されるのは当然だろうと私も思います。地域住民たる地位があるわけですから、地方自治にまで参加させないことが妥当かどうかは一つの論点だろうと思ひますけれども、それはともかくといたしまして、しかしそれ以外については、まさに日本に在留し日本で生活をする、また地域の住民であるという地位において、各種行政サービス等は内外人平等の原則に基づいて日本人とひとしく受けるのが当然であらうかと思ひます。

そういたしますと、外国人登録制度と日本人に対する住民基本台帳法の制度、これはどこまでが重なり合うものなのか、どこから違うものなのか、そこいらも精査をして、全般的に考え直すべきではなからうかというふうに思ひます。直ちに法制審へ諮問するのと言われても、大臣、答弁しにくいだろうと思ひますけれども、少なくともそのような何らかの見直しが必要ではなからうか、こういう御認識があるかないか、その点を大臣に伺っておきたいと思ひます。

○田原国務大臣 確かにおっしゃるような点があるのですけれども、普通、法律の解釈をするときに、広く解釈をする場合とか狭く解釈する場合とかあります。同じように、これも現段階では広く読んでいっていただければありがたいのですが、ただ、おっしゃるようなことがあるということとはよく念頭に置いて、機会をとらえて勉強したいと思ひます。

○小澤(克)委員 この点だけで三十分使ってしまったので、他に移ります。

今回、指紋押捺にかわるものとして写真、署名、そして家族事項の登録ということが導入されたわけでございます。写真、署名については、その人がその表示された人であるかどうかを確認するために重要な機能を有するということは、これは直

観的によくわかることですけれども、家族事項というのが同一性確認に実際上どのように機能するのか、この点を御説明願ひたいと思ひます。

○高橋政府委員 指紋の押捺にかわる有効な手段は何かということでは私たちがいろいろ検討したわけでございますが、写真、署名というのは国際的にもいろいろ例がございまして、我々もすぐわかるわけですが、それにさらに加えて、指紋押捺にかわるほど正確性を持つものは何かということとで考えたのが、もう一つの、三点セットといひますか三つの要素の三番目でございます家族事項の登録でございます。

それで、ではこの家族事項の登録というのはどういう役割をするのか、同一性の確認に一体どういう役割をするのかという御質問かと思ひます。これは写真とか署名とちよつと違ひまして、ある人がこの登録されている人と同じ人かというのは、この登録されている方の家族に照会することによつて同一性を確認することが可能となると思ひます。考えたわけでございます。このようことから、外国人登録に家族事項を記載することは人物の同一性確認に十分役立つという判断に至つたがゆえに、今回これを採用することによつて指紋にかえ得るということでございます。ちよつと間接的な手段になります。

○小澤(克)委員 写真、署名というのは当該のその人自身に属する事柄ですが、家族事項というのは、今おっしゃつたとおり、そのある人が社会生活をしていく関係で、他の人々に、その人についての認識であるとか記憶であるとか特徴についての認識等々、そういう周囲に痕跡を残している、その痕跡を手がかりに本人の同一性を確認していこう、こういうことだろうと思ひます。

そういういたしますと、それは必ずしも家族に限る理由はないのであつて、周りとの関連性という意味では、人によつては家族よりも職場の上司であるとか同僚、あるいは学生であれば先生であるとか学友、こういった周囲の人の手がかりにその同

一性を確認することも十分可能ではないかと思ひます。要するに、その人自身に属する事柄ではなくて、その人の、内包じゃなくてや外延といひますか、対社会的な部分を手がかりにするわけですから、これを家族に限る理由はないんじゃないだろうか。社会関係のうち、家族というのはワン・オブ・ゼムにすぎないではないだろうかと思ひます。

そこでお尋ねしたいのは、これまでの法務省の御説明によりますと、今回、永住者以外の一年以上在留する方については相変らず指紋制度を残した、その理由としては、写真、署名、家族事項というのがいわば三位一体であつて、この三つが打ちそろつて初めて指紋に何とかかり得る、一応の行政目的を達成できる程度にかり得る手段である、しかしながら、永住者についてはこの家族事項がよく機能するであろうけれども、そうでない方についてはそこが十分に機能しないのではないか、したがつてこの方々については今回見送つた、こういう説明だろうと思ひます。

もちろん言うまでもなく、写真、署名については永住者であるか否かによつて何ら変わりはないわけでございますから、それほどの峻別する合理性が一体あるのかということに疑問を持つわけですね。先ほど申し上げたとおり、家族以外にも例えば職場であるとか学校の学友であるとか、そういった本人の周りの人たちというのにはいろいろなものがあるわけでございますから、そういったことによつても十分確認できるというのが一つ、そのうちの家族のみを取り上げ、しかも、定住者については家族事項が機能するであろう、それ以外については機能しないであろう、そんなことが果たして言えるのかどうか、大変疑問を持つわけなんです。要は、家族事項のみを取り上げた理由は何かということ、定住者以外の一年以上在留する方については家族事項が機能しないと判断した理由は何か、例えば単身者がどのくらいの割合にいるのかというようなことについての十分な統計

的な資料をお持ちの上でこういう判断をしたのかどうか、この点についてお尋ねいたします。

○本間政府委員 お答えいたします。

永住者及び特別永住者についてこのたび新しい制度を採用した趣旨について先生からおまことめいいただきましたので、そのとおりでございますけれども、なぜ家族事項に限つて、近隣の者その他を登録事項としなかつたのか、それでもないのではないだろうかというふうなお話でもございました。

私も考えましたのは、その人を最もよく知っている人、これが本人を特定するのに最も重要な情報源ということで、その典型といたしまして家族事項ということで、一定の範囲の者を選んで登録をしていただくという制度を採用したわけでございます。これは、永住者、特別永住者は言うまでもなく本邦に深く定着して生活をしておられる方でございますので、当然多くの場合家族はおられるということ、仮に単身者でございまして社会とのつながりが深いということで、近隣の方あるいは職場の方等、人間的な関係というのは非常に深いものがあるだろうということでござい

す。

しからば、なぜ家族事項だけを登録させることにしたのかということでございますけれども、これは、やはり登録される方の負担というものも我々は考えなければなりませんし、知つておられる者全部登録しなさいというような制度ではとても行政の効率という面からいつても問題でありますし、バランスのとれない制度になるのではないかと、ということで、一応家族事項ということにしたわけでございます。

非永住者につきましてはどうかということでございますが、もちろん非永住者の中でも、相当年月我が国に居住しておられる方がいることは確かでございますし、家族のおられる方もいる方でしょう、それから近所のつき合ひをされている方もおられるでしょう。それは確かにそういう面がございまして、法律の制度でございまして、ある一定の線を引くとするならば、典型的な

といいますが、一般的なるものは類型的な形で定めることにいたしますと、やはり永住者以上の方々ということが最も合理的な線引きであるというふうに我々は考えているところでございます。諸外国の例でも、そういう意味で登録制度の中に家族事項を盛り込む国は非常にたくさんあるわけでございます。そこらあたりも一応参考にさせてもらったところでございます。

○小澤(克)委員 誤解のないように言っておきたいのですが、私も私は職場の上司や同僚、学校の先生や学友を登録しろなんて、そんな常識なことを言っているわけではありません。今は何か登録制度を前提にお話しておりましたが、私はむしろ家族登録というものは要らないのではないかと趣旨から質問しているわけです。つまり、写真、署名によって相当程度本人の同一性が確認できるであろう、しかしそれを補充するものとしては、その人の生活の中でその人に対する近隣の人たちの記憶といいますが、それが同一性確認の補助的な手段となり得るであろう、そうであるとなれば家族に限る理由はないであろう。特に北海道や鹿児島に家族を置いて東京で五年、十年と生活しているような単身者の場合、むしろ職場とのつながりあるいは住んでいるところとのつながりの方が深いわけですから、そういった方々を手がかりに本人の同一性というものは十分確認できるであろうということを申し上げているわけです。

そこで、もう一つだけお尋ねしますけれども、永住者とそれ以外の方について、家族持ちであるかないか、もちろんどなたにも親兄弟、子供はいるのでしょうか、その方が日本にいない、あるいは日本にいても同一市町村内で登録しているかしていないか、それらについて永住者と非永住者とを比較対照した統計的な資料をお持ちなのか。そういった資料に基づいてこの家族事項を導入し、一方については指紋捺捺を廃止し、他方については指紋捺捺を残したのか。そういった科学的、客観的な調査があったのかどうか、そこ

についてお尋ねしたいと思えます。
○本間政府委員 御質問のような家族関係の調査の結果を踏まえてこの制度を採用したということではございませんで、一般的に言えば先ほど申し上げたような永住者以上の方には、以上と言った変ですが、特別永住者、永住者については家族関係が多いという観察結果というところでございまして、厳密な調査というものはございません。

○小澤(克)委員 指紋捺捺を残すか残さないか、どこで線引きするかというところについて、今のような定性的なところであろうという程度の資料をもとに判断したというのには、私はこれは非常に納得できないものだと思います。それぞれについて、単身者がどの程度いるのか、あるいは家族を故国に残しているのか、日本に連れてきているのか、連れてきているのか、同じ市町村内に同時に登録しているのか、北海道、九州の方に登録しているのか、そういった基礎的な資料があつて初めてこれだけの明確な区別が、扱いが全く違うわけですから、なされ得るだろうと思えます。私は、その意味で非常に不十分であるという印象を免れないことを指摘しておきたいと思えます。

それから、だんだん時間がなくなつてまいりましたが、外登証の携帯、これがこの間ずっと問題になっておりまして、いろいろ弾力的運用等々が行われていたわけですが、常時携帯義務そのものは法制度としては残っておりまして、今回の改正でもその点は全く手を触れずに見送られた。私としては大変不満を持つわけでございまして。そもそもこの外登証携帯の実質的な機能、この間からお話ございました、外国人は生まれながらにして本邦に在留する資格を持っている日本人とは違うんだから、その在留資格等を何らか証明する必要があるいろいろな場合にあるであろうから外登証を持ってもらっているんだ、こういうことなんですけれども、そういう抽象的な御説明でなくて、現実生活をしている場でこの外登証を持たすことがどれだけの実質的な機能を持っているのか、具体的に教えていただきたいと思うわけです。結

局、行政目的を達するための手段と、そのために外国人が負担する負担とのバランスの問題でございまして、どうして外登証を常時携帯しなければならないのか、具体的に御説明願いたいと思えます。
○本間政府委員 お答えいたします。
先生今おっしゃっていただいたように、日本人と外国人の基本的な差というものをから説き起こすべきかと思えますけれども、それは先生ももう既に御存じのとおりでございますから省略いたします。

外国人が日本に在留されるという場合に、実際にどのような資格で日本におられるのかということ、これはやがて国にとって重要な関心事でございまして、全く資格のない人が日本において活動するということとは、日本としては、国家としてこれを無視できないこととございまして。したがって、その外国人の方々が本邦に適正なあるいは適法な資格を持って我が国に在留しているのかということ、その場で明らかにしていくということが必要になる場面が多いわけとございまして、そのための制度として外国人登録証を携帯していただくということを義務づけているわけでございまして。

○小澤(克)委員 外国人が日本に在留するには一定の資格が必要なんだということはよくわかりました。これは外登証ではなくて入管法で本来的には管理すべき事柄だろうと思えます。そういう問題と常時携帯をしてそのことを証明させるかどうかという問題は、これはまた次の違うこととございまして。実体的に資格があるのかないのかということ、常時そのことを証明させる手段を負担させるということが妥当かどうかというのは別問題ですね。

ナショナルコストチームをつけているかどうかというようなことから、あるいはお互いに会話している言葉等々から外国人であることが一見してわかる場合というのはあると思うのですけれども、そういう外国人である者を、あたかも交通検問のようにその人が在留資格を持っているかどうかチェックをするなどということが実際に行われてはございませんか。また、そんな体制も実際にはございませんか。

それからもう一つ、不法在留者がいるんではないかというように、いろいろな通報等から何らかの端緒を得て、そのことを目的に捜査するということは当然あるだろうと思えますが、その際にはまさか外登証を持っているか持っていないかということは、さほど捜査の資料としてそれが役に立つということもどうも考えられない。

そうすると、結局、全く我々日本人と同様に、何らか事故に巻き込まれたら、加害者の場合もあれば被害者の場合もありましょうし、そうではなくて路上で突然急病になったとかというふうないろいろなケースがありまして、あるいは警察官職務執行法による職務質問というケースもございまして、それが、社会生活上何らかひっかかって初めてそこでその人がだれであるかを確認する必要があるだろうと思えます。外国人を外国人であるがゆえに検問所を設けてチェックするということは行われていないし、行われるべきでもないし、また行う体制もないわけです。

を識別するシステムがないままに外国人にのみこ
ういう登録制度を持たせるといことは、実際に
はほとんど意味がないではないだろうか。

現実には外登証不携帯で起訴されたりしている
ケースというのは、せんだつても他党の冬柴委員
の方からお話がありましたけれども、罪となる
べき事実についてまで詳細に研究されて、高速道
路上で何かそういうことが露見したというような
場合が多い。要するに、交通事故とかスピード違
反が何かやつたためにそういうことが起こつたに
すぎないのではないだろうか。外国人にのみ外登
証を常時携帯させる理由が実質的にあるのかど
うでしょうか。特に日本人との対比についてど
うなのか、お尋ねいたします。

○本間政府委員 お答えいたします。

日本人と外国人の基本的な差からまた申し上げ
るわけにいきませんけれども、日本人の場合です
と、日本人であるということが判明すれば、それ
で国外追放などということは絶対あり得ないわけ
でございますから問題はございません。日本に居
住すること自体に何ら問題はないわけございま
す。

外国人の場合ですと、果たして適法な資格があ
るのかどうかということによって日本への在留が
許されるかどうか決まるわけでございますので、
先ほど先生のおっしゃった、どういふ場合に機能
するのかという話になりますと、外国人登録法の
十三条の二項にございますいわゆる提示義務、そ
の問題にかかわるわけでございますが、何らかの
職務執行の際に必要があつて外国人登録証の提示
を求めることによって、現場で、その場で直ちに
その人の身分関係を明らかにし得るといふところ
に提示義務を課する理由があるわけございま
す。

例えば、不法就労しているのではないか、あの
人は既に滞在期間が切れて不法に滞在しているよ
うだ、そういう一つの職務質問なりあるいは捜査
の端緒を得たというような場合に、それを確認す

るために職務質問の過程で外国人登録証を持って
いたら見せてください、こういう話になるかと思
うのですが、もしその方が持っておられなくて、
いや、実は私はこういう資格でいつまでいられる
のですよと口だけ言つて、では外国人登録証はあ
りますかとお尋ねしたら、いや、うちに置いてあ
りますからとつてきますと言つてそのまま逃げら
れたというような場合を仮定いたしますと、全く
外国人登録証というものが機能してこないわけ
でございますので、そういう意味で現実的な機能と
いうことの例として挙げるならば、そういう場合
に常時携帯しておいていただければ適法な在留者
であるかそうでないかということも確認ができま
すし、法の目的も達せられるのではないだろうか
と思つております。

○小澤(克)委員 議論になりますので深入りする
つもりございせんけれども、今の御説明では、
一見して、外見あるいは民族衣装を着ているかど
うか等々から外国人とわかる場合には確かにそう
いふ機能は私は否定できないと思うのですけれど
も、問題は、今のお話があつたとおり、日本人で
あればそういう不法滞在などという問題は生じな
い、がということがありましたけれども、日本人か
どうかはまずわからないわけですね。逆に、日本
人であるか日本人でないかが見てはわからない
人について日本人であるか否かが判明をすること
が相当程度判明して初めて日本人か日本人でない
かがわかるわけですね。

そういういたしますと、外国人にだけそのような証
明書を持たせるといふことは全く実質的な意味が
ない、これはもう私は明らかだろつと思つたとい
ふ議論にわたりますので、その程度にとどめたいと
思ひます。

それから、時間がなくなりましたけれども、指
紋等既に採取したその記録の保存について、これ
はせんだつて他の委員から細かく質問がございま
して、マイクロフィルムに残つていて、今後どう
するかについては検討中というお話がございまし

たので繰り返しませんけれども、一つだけ教えて
ほしいのは、この種の記録についていかに保存す
るのかしないのか、どの段階に達すれば破棄する
のか、これについては法的な制度としてはどう
なっているのでしょうか。これは全部行政庁の判
断に任されているのかあるいは法的にかくあるべ
しというシステムになっているのかどうか、そこ
のところ、ちょっと不勉強で恐縮ですが、まず教
えてください。

○本間政府委員 お答えいたします。

登録原票あるいは指紋原紙、そういった記録の
保存の御質問でございますけれども、これらの記
録についての保存に関する直接的法律の規定と
いうものはございません。ございせんけれども、
この記録の性質をいたしまして、外国人の本邦に
おける在留関係を証する唯一の公的記録として極
めて重要なものであるとございまして、したがいま
して、これを保存するということは、外国人登録制度の
適正な運営という観点からしますと、極めて必要
性の高いものでございまして、外国人登録法第一
条の「外国人の公正な管理に資する」という目的
からいいますと、これを相当期間保存しておく
ということとは法の趣旨に合致したものであるとい
うこととございまして、強いて法的根拠というこ
とを挙げますと、やはり第一条を初めとする外国人登
録法全体の法の趣旨からいって、その保存はなさ
れるべきものだといふふうに思ひます。

○小澤(克)委員 法的な明確な根拠はないとい
うこととございまして、目的等々から合理的に判断し
行政庁がやるということとございまして、うけれ
ども、私はこれは決定的に問題だと思ひますね。
すなわち、プライバシーの権利というものは、自
己に属する情報をみずから管理する権利だとい
ふふうに、いろいろな定義づけはありましようが、
一定定義づけられると思ひますね。そういったし
ま、指紋というものは最も個人的な情報ですから、
国家が何らかの観点からその情報を国家の側で把
握して管理している、そうであるとすれば、個人
の側からしては、それがいつまで一体管理され

るのか、いつになったら破棄されるのか。自己に
属する情報をみずから管理するのがプライバシー
ですから、このことについて全く法的に明確に
なっていない、行政庁の判断任せといふことは、
私は法制度として基本的な欠陥だろつと思ひま
す。何年間は保管する、何年たつたら責任を持
つて破棄する、このことを法的に明確にする必要が、
これは外登法に限らずあるだろつと思ひます。こ
ういふ観点からの検討も必要だろつと思ひわけ
でございます。

時間が五分になつてしまいましたので、罰則に
ついて伺ひます。

罰則については、外登法について余りにも罰則
が重過ぎる、過重であるといふことは既に指摘さ
れておりますし、前回の参考人意見陳述の際もど
なたも異論はなかつたわけですね。萩野参考人も、
細かく検討したわけではないけれども、感覚とし
て重過ぎると思つて、こういうお話がございまし
た。この点については、罰則の軽減ということが当
然検討されるべきであると考えますけれども、こ
れに関連して、残り時間が短くなりましたが、刑
事訴訟法についてお尋ねをしたいと思ひます。

昨年の国会で刑法の罰金等についての改正がこ
ぞいました。その際に当委員会でも、昨年の三月八
日でございますけれども、私の方から刑法につ
いてかなり細かくお尋ねをしております。

すなわち、刑法六十条それから百九十九条、
そのほかにも条文がございまして、要する
に、一定程度よりも刑罰が軽いものについては原
則として逮捕、勾留がないといふのが刑事訴訟法
の建前なんですけれども、この一定程度軽いもの
といふのについて、刑法等三法については三十万
円、その他の行政目的の法については二万円、こ
ういふ極めて格差の大きい二重の基準、ダブルス
タンドになつてしまつていまして、これは明らか
な矛盾でございまして、刑法でも「当分の間、」
といふことがそれぞれの条項に規定されてい
るわけでございますけれども、これについて一体どう
解消していくのか。外登法は罰金二十万。懲役、

禁錮があるものとならないものとありますけれども、ないものについても罰金二十万というところでございまして、刑法等であれば三十万以下だから原則として逮捕、勾留がないにもかかわらず、この法案については逮捕、勾留があるということでございますので、この矛盾が最もあらわれている法令だと思っております。

このダブルスタンダード解消について、さきの国会では二年程度で結論を出していくというお話を伺っていますけれども、それから一年たつておりませんが、一体どうなっているのか、今後の予定はどうか。それから、その解消の手段でございしますが、三十万円に将来統一するという方向なのか、それとも漸進的に十萬、二十万というふうに行政取り締まり目的の法律の基準を上げていくのか、そういうやり方をするのか。それからもう一つは、すべての法令について引き上げ等々の手当てが終わるまでのダブルスタンダードを放置するのか、それとも罰金の引き上げ等の手当ての終わったものについて順次刑法等三法の側に入れていく、その二重基準のうちの基準の高い方に加えていくという手法をとるのか、いろんなやり方があると思うんですけれども、一体いつごろまでにどう具体的に解消する方針なのか、そのことについてお尋ねいたします。

○濱政府委員 お答えいたします。

今委員御指摘のこの刑法等三法の罪とそれ以外の行政罰則との間で、逮捕、勾留との境界罰金額が異なっているということにつきましては、今委員御指摘になられましたように、昨年の罰金の額等の引上げのための刑法等の一部を改正する法律案を御審議いただきました際に、委員からも大変詳しく御質疑いただいたところでございます。

その際に、法務当局の方からもお答え申し上げているわけですが、結局刑事訴訟法に「当分の間」というような規定があること自体が確かに望ましい姿ではないことはもとより仰せのとおりでございます。したがって、これはその後引き続き法務省刑事局におきまして、罰則の

定めのある各省庁所管の法律につきまして、改正が行われる都度所管省庁から協議を受けるわけでございますが、従来からこの機会をとらえまして、各所管省庁に對しまして罰金額の引き上げ等を申し入れるなどの方法によりまして、是正のための努力を払ってきたところでございます。今後できるだけ早い時期にこのダブルスタンダードを解消するために行政罰則の見直しの努力を続けてまいりたい、このように思っているわけでございます。

○小澤(元)委員 まだまだお尋ねしたいことがあるんですけれども、時間が来てしまいましたので、とりあえずこれで終わらせていただきます。

○浜田委員 仙谷由人君。

○仙谷委員 相当な時間の審議を今まで行ってきたわけですが、指紋の押捺の問題それから常時携帯の問題について、せんだつての参考人の意見を伺っておりまして、政府の御答弁を聞いておりまして、現時点ではもうほとんど論理的な説得性もなければ一貫性もない。また、今の日本の国際化という観点から考えますと、指紋の押捺の制度あるいは常時携帯の制度を維持していくのはむしろ非常に難しい。有害無益という言葉がございまして、無益であつてかつ有害な側面といえます。色彩が非常に強いんじゃないかと私は実感を感じましたし、そしてまた、この問題の重要性を大臣の方も御認識いただいたのではないかと私は考えております。

そこで、今まで論点が出てなかったわけですが、附則の六条に關して質問をいたしたいと存じます。

まず、現時点でも指紋の押捺を拒否し続けている方というものが、いろいろな理由があるのではありませんか、と思います。この方の人數、そして法務省レベルでは現在公判請求、つまり起訴をして審理中のもの、それについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○高橋政府委員 まず指紋押捺を拒否されている方の數を申し上げます。

私たちが把握しているところでは、平成三年十二月末日現在の指紋押捺拒否者の數は百五十六名でございます。そのうち永住者は五名、特別永住者の方は百三十八名でございます。それから、公判の係属中は現在一名でございます。

○仙谷委員 公判請求をされて裁判を受けておられる拒否をした日時と、それから起訴をされた日時を、おわかりになりましたらお教え願ひたいと思ひます。

○濱政府委員 この事件は、昭和五十六年十一月に、神戸市在住の米国籍を有する被告人が、新規の外国人登録の申請をした際に指紋の押捺を拒否したという事案でございまして、昭和五十七年六月に公判請求されております。六十一年四月に神戸地裁におきまして罰金一萬円の判決が下されました。その後、弁護士控訴がございまして、平成二年六月、大阪高裁で控訴棄却の判決がなされました。さらに弁護士上告により、現在最高裁に係属中であるというふうに承知いたしております。

○仙谷委員 百五十六名の指紋押捺拒否者のうち一名だけ裁判が残つておる、こういうことだと思ふのです。例の恩赦のときになぜ一緒に免訴にならなかつたのかは私はよくわかりませんが、その点はさておくとしまして、百五十六名の残りの者について、現在捜査に着手しておるか、市町村から告発を受けておるか、あるいは検察官に送致をされたものがあるかないか、これをわける範囲で説明をいただきたいと思ひます。

○奥村説明員 ただいまの百五十六名の指紋押捺拒否事件、この捜査状況等につきましては、私も本年に入りましてからの分は把握していませんのでございまして。

なお、昨年の指紋押捺拒否事件の送致件數はゼロ件、ゼロ人でございまして。

〔委員長退席、星野委員長代理着席〕

○仙谷委員 そういたしますと、この一年少々は指紋押捺拒否者が出て全く捜査権を發動してないということになるのでしょうか。あるいはもう少し前の段階からこの數年は、例えば三年とか四

年の間は押捺拒否事件については立件してないといひますか、あるいは検察官送致をしてない、こういうことに客觀的にはなるのでしょうか、いかがでございますか。

○奥村説明員 警察といたしましては、違法行為を認知いたしました場合にはこれを捜査するのが責務でございまして、今後とも捜査の端緒を得た事件につきましては、その事案の輕重に応じて適正に処理をまいりたいと考えております。

なお、最近における指紋押捺拒否事件の送致件數でございまして、昨年がただいま申し上げましたとおりゼロ件、ゼロ人、それから平成二年がやはりゼロ件、ゼロ人、平成元年が二件、二人、昭和六十三年が四件、四人となっております。

○仙谷委員 法務大臣、いづれにしても今何つたような状況なんですか。警察庁の方はやはり違法事犯があれば事犯に即して捜査しなきゃいかぬ、一般論を言われたわけですね。一般論はそれはそのとおりなんだけれども、押捺拒否についてどうなんですか、どうされますか、百五十六名という押捺拒否という犯罪を犯した人。とりわけ、いわゆる永住者の場合には、この法案が成立すれば、少なくとも永住者についてはそういう構成要件該当性との押捺義務違反罪の対象者からは外れるということになるわけですね。今からまた改めて総ざらいということ、これを機に百五十六名のうちの百五十五名捜査をして立件をせよ、こういう指示を大臣なさいますか。

○高橋政府委員 大臣のお答えの前に私からお答えさせていただきます。

永住者や特別永住者につきましても、改正法施行前は指紋押捺制度が同一人性確認の手段としてまだ残つておりますし、その必要性、重要性は制度改正を前にしても失われるものではございませんで、指紋押捺義務違反を処罰の対象とするというところで、先生御指摘の附則の規定があるわけでございます。

ただ、これらの者については改正法施行後は指紋押捺にかわり署名及び一定の家族事項の登録が

採用されることになりすけれども、やはりこの改正法施行前における指紋押捺の必要性、重要性が失われるものではございませんので、指紋押捺義務違反を不問に付すということは望ましくないということで、これは現行の外国人登録制度を揺るがすものではないかと考えから、今先生御指摘のあった附則第六条の規定を置いておるわけでございます。

○田原国務大臣 建前上はやはり罪は罪という解釈をとるのが本当だろうと思えますけれども、実際問題として、じゃ果たして今おっしゃったようなことをやるかどうかという問題になりますと、私はせつかくの御指摘ですので、少し外国人の気持ちになつて血の通つた運用ができないかどうかということを考えてみるのもやはり一つの行き方じゃないか、こういうふうにご考慮しております。

○仙谷委員 警察庁いかがですか、その点。裁判にかつてないけれども、百五十五人も押捺拒否者がおるわけですよ。不問に付すことは望ましくない、それはそうだと思います。法律があるのに違反者がある。それを例えば個人的な考え方であるいは現場の判断だけで、ある人は逮捕され、ある人は逮捕されない。ある人は検挙され、ある人は不問に付された。そういう不平等があつては困るのじゃないか、法の運用という面から甚だ遺憾なことだということになると思うのですよ。私は、押捺義務違反罪があること自体が問題だという立場からそういうふうにご考慮のだけけれども、いかがですか、警察庁は。今から捜査するかどうかだけ。

○奥村説明員 警察といましては、市区町村の告発等によりまして指紋押捺拒否事件を認知した場合には、事案の軽重に応じまして適切に対処してまいりたいと考えております。

○仙谷委員 非常に抽象的で、ここにもう現に犯罪を犯した人がおるわけですね、政府当局の判断からいくと。不問に付せないということもおっしゃつておる。ところが、あんな一般論しか出てこない。大臣は柔軟に対応したい、こうおっしゃ

る。ここが私は日本の法治主義の大問題だと思うのですよ。まさに恣意的な運用じゃないか。あるいは対象者からいえば、そんな不安定な地位にいつまで置くんじゃあ、そんな不安定な地位にいます。こんなことをやっておりますと、国際的な信用——ルールはあるけれどもルールは守らなくてもいいとか、あるいは守らせなくてもいいとか、そういう話になつてくるのじゃないですか。要するに、いいですか、このルールが、本当はあつてはならないのにこんなものをつけたから、つまり附則六条をつけたからこういう事態になつてきているんだと思うのですよ。

そこで刑事局長、きょう来ていただいたておりますので刑事局長にお伺いするのですが、もし附則六条をつけないければ、永住者について今度の法改正で押捺義務がなくなつたという事態の中で、これは附則六条がなければどうということになりますか。

○濱政府委員 もう委員は十分御承知のとおり、刑罰規定の刑が廃止される場合には、その従前の行為について、刑の廃止の施行時期前の行為について、これを罰するかどうかにつきまして経過規定を置くわけでございます。今御指摘の六条につきましては、まさしく「従前の例による。」という経過措置を置いているわけでございます。本来、この経過規定がなくとも刑の廃止ということになれば、刑罰を規定した規定がなくなりますれば、それはもう刑の廃止ということに当然なるわけでございします。

○仙谷委員 刑の廃止になる、こうおっしゃつたので、よくわからないのだけれども、要するに、起訴をされておる人は刑事訴訟法三百三十七条によつて免訴になるわけですね。起訴をされてない人については、これは多分刑法六条の解釈によつて、行為時法じゃなくて現時点の法によつて構成要件該当性があるかないかを決められるわけですから、もう要件そのものがなくなればその人は今後捜査の対象にもならない、こういうことになるという解釈でよろしいでしょうか。

○濱政府委員 そのとおりと理解いたします。

○仙谷委員 とすれば大臣、まさに附則六条を置くかどうかという政策判断、その点が一番重要だったということになるのですよ、この問題については。あくまでも、この百五十六名という存在について、政治的には多分おっしゃつたように、今から捜査してしまつてきて逮捕して押捺義務違反で起訴をする、そんなことはできるはずがないということとは皆さんわかつておるわけですよ。このところは政治的判断でしょう。わかっているわけですよ。ところが、あくまでも附則六条というのをつけて、しかしおまへたちは許さな

いんだぞ、こういうことを口では言いたい、これがこの法案の一つの底に流れる基本的な思想だと私は思うのですよ。なぜこんな附則六条なんていうのをつけておくまでも、現実には逮捕したり起訴したり立件したりできないのに、できないと私は思うのですよ、その方が政治としては正しい、法の運用としては正しいと思ひますけれども、できないのにこんなものをつけたか、附則六条をつけたか、なぜこんな政策判断をしたのか。この際、すっぱり、過去の押捺義務者についても罪に問わない、捜査の対象にしないということが法案の上でも必要だつたのではないかと。附則六条を今の段階で削除するおつもりございませんか。

○高橋政府委員 いろいろ、法案の趣旨からいってそういう必要はないんじゃないかということかと思ひますが、やはりこの制度が最後まで、最後までいいますか切りかわるまで厳然として存在するわけでございしますから、それに伴う罰則制度もきちつと整合性を持つて継続すべきであるという考えで「従前の例による。」という附則六条を設けた次第でございまして、これは、運用と今先生おっしゃいましたけれども、それとは別といたしましても必要ではないか、こういう考えでございします。

○仙谷委員 法務大臣にもお伺いしたいのですが、過去にも、判例をちよつと調べましたら、刑の廃止によつて免訴になつた事案、これは戦後す

ぐの法律体系とか憲法の変更というのか、新しい憲法ができたとかあるいは連合軍の占領が終わつたとか、いろんな事情があるようだけれども、法律が變つて刑の廃止によつて免訴になつた事例なんか随分あるんですね。なぜそうしなかつたのか。法的にきちつと、もうあなた方は捜査対象にしないということが本当は私必要だつたと思ひますけれども、整合性などということでも済む問題ではないと思ひます。

法務大臣、政治的にも、この間のこの委員会の議論の中で、法案が成立した後施行されるまでの間に十六歳になつた人については考えなきやいかぬという話だつたですね。今まで、法案が成立するまで、あるいはこの法案が施行されるまでの間に指紋押捺を拒否する人一般、これについて、法務大臣は先ほど柔軟に考えたとおっしゃつたけれども、いかがですか、こゝでもう捜査の対象にしないというふうに明言されたいと思ひますか。

○田原国務大臣 明言せよと言われるとなかなか明言しにくい建前論がございしますけれども、私も何度も申し上げるようには法律家ではなく政治家でありますし、それから、この法律を依頼するに当たつてのいろいろ法制局等を含めた法律論争には参加しておりませんが、おっしゃる気持ちはわかりますが、ただこれは、駆け込み的な指紋押捺拒否というものが続発したりとかいうようなことも想定できるとか、いろんなことがあつたんじゃないかと思ひますが、私は先ほど申しましたように、血の通つた考え方をしたいということで、御了解を得たいと思ひます。

○仙谷委員 駆け込み的というのは甚だ理解しがたいのですよ。つまり、時期が来ないと再登録の問題とかはないわけでありまして、何とこのかな、拒否者が駆け込み的にふえるなどということとは、とても想定をこの問題についてはできないわけですね。だから、せんだつての答弁でも、拒否者に対する例の在留期間の問題、今まではペナルティーとして二年に短縮していたけれども、本法が施行されるときには五年に返すという答弁

ございましたね。だから、過去のことはもう聞かないんだ、新しい法体系ができるんだから聞かないんだという趣旨のお話だったと思うのですが、この刑罰法規との関係もひとつ法務大臣の方から、つまり政治判断として捜査の対象にしないというのを閣議あるいはその他の所管庁との関係で申し入れてほしいのですよ。常時携帯義務違反については、柔軟、弾力的な運用というようにことでやってきたわけでしょう。私は、柔軟、弾力的な運用というのはよくはないと思いますけれども、政府の方でこういう条項を削除しないというのであればそれしか方法がないわけですから、過去のことは聞かないということに強力にリーダーシップをとって大臣の方からやっていただきたいと考えております。その点、念を押しておきます。

次に、指紋押捺については、その必要性について、成りかわり論というのがあったんですね。これは、そこにも冬柴委員がいらつしやいますけれども、八七年の九月一日、当委員会での審議だと思ひますけれども、当時の小林さんという政府委員が、「これらの在留者がもし可能であれば取つてかわらうあるいは成りかわらうとする相手は、ほとんど例外なく長期在留者あるいは永住者であります。したがって、長期在留者、永住者であればこそその身分関係、居住関係を明確にして、こうした不正規在留者が利用する余地を排除する必要があるわけでございます。そのために、例えば米国においても例外なく最も厳しく指紋の押捺を求めているのは永住者であります。」「永住者こそ不正規在留者と区別して正規に永住している者であるということと立証する手段を、本人にもあるいは行政側にも確保しておく必要があるということによるわけでありまして。」つまり、永住者は成りかわられる余地が非常に大きいから永住者から指紋をとるんだという話だったわけですね。この理屈はもう法務省は放棄したのですか。

○高橋政府委員 その趣旨の、今先生読み上げました議論が行われたということは十分承知しております。確かに、観光客等短期間に出国するものと

と異なりまして、長期的に在留する外国人は我が国の社会との結びつきが非常に、あるいは行政とのかかわりが深く、その正確な登録の維持のために人物の同一性を確実に確認する手段を設けておくことが必要で、確かにそういう、長期在留者に成りかわりたい、その方が蓋然性が高いということは、それはそうではないかと思ひます。

ただ、現在、私たちが今回採用した制度というのは、指紋にかかわる同一人性確認のために有効な手段は何かということ、写真と署名と家族事項、こういうものを見つけたというか開発したわけでございます。まして、これは永住者に、我が国の社会と密着性、定住性が強い、こういう人には有効であるという結論が出たわけで、これならこういう永住性のある人に有効であるということでしたので、これで代替することとしたわけでございます。

そうだからといって、その成りかわりが必要性がなくなったとかそういうことは全く関係ございませんで、ただ永住者の方についてこれは非常に有効な、指紋にかかわるものであるという結論でかえた。ですから、ちよつと事態といひますか、技術の進歩とかいろいろ変わつてきたのじゃないかというふうに感ずるわけでございます。

○仙谷委員 何かこももやもやしてよくわからぬです、今の説明じゃ。

要するに、成りかわられるから指紋が必要だ、指紋しかないんだということをおっしゃった。そのほかに、登録外国人の同一人性の継続を担保するためにはある期間を置いて二度三度と押させなければ意味がないというようにこももやもやというか昔は言つておつたわけですね。指紋で同一人性を確認しようと思つたら、こういう論理にならざるを得ない。

それで、今局長は代替手段が発見できた、こうおっしゃるわけでしょう。一番成りかわられる可能性があつて、一番指紋をとらなければならぬ永住者について、過去の論理からいふと、代替手段ができたわけだから、それはそれほどの成りかわられる必要性がないのか、それほどの指紋をと

られる必要性がないのかわかりませんけれども、その他の外国人についての代替手段にならないなというところがどういう理屈から出てくるのですか。つまり、定住者についても十二分の代替手段になるのじゃないですか。いかがですか。

○高橋政府委員 昔の議論を正確に覚えておりませんけれども、議事録等から拝見いたしますと、今先生おっしゃつたように議論は成りかわり防止の必要性から論じたわけでございますけれども、今回の私たちの提出している法案による新しい手段というのは、同一人性確認のための有効性というところから提出したわけでございます。その有効性を考えてみますと、永住者については有効であるけれども永住者でない人には有効と言えない、こういうところで新しい制度は永住者、特別永住者についてのみ適用する、こういうことでございます。

〔星野委員長代理退席、委員長着席〕

○仙谷委員 全然答えになつてないじゃないですか、そんなの。同一人性の確認のために有効な手段が発見できた。それは、あなたのおっしゃるその論理は定住者についても同じく当てはまるのじゃないですかと言つてゐるわけですよ。なぜそれが当てはまらないのか、その理由をおっしゃつてくださいと言つてゐるのですよ。

○高橋政府委員 これはいろいろな場面を形を変えて申し上げましたけれども、一定の家族事項を写真と署名というものを組み合わせると同一人性の確認の手段として指紋にかえるものでございまして、家族事項によつて同一人性を確認できるというのはいはれ我が国の社会に定着性のある永住者及び特別永住者であるということであつて、それ以外の人についてはこの三つの手段は指紋にかわるものとして有効に働かない、あるいは働かないというまじいかな、こういうことでございまして。

○仙谷委員 さつきも入管局長、あなた、その家族事項というのは間接的な手段とおっしゃつたばかりでしょう。だから、今の議論を聞いてみると間接的な手段が主であつて、主たる写真と署名

これがむしろ従であるというように聞こえるわけですよ。今あなたは有効性がないと言つた。家族事項の確認がなければ有効性がないというようにことを言ひましたけれども、思想的には多分それは日本人の単一民族幻想なのですよ。

外国人がいつぱいふえてくるから、むしろその人たちがどうやってうまく折り合ひをつけながら受け入れて日本人が生活していくかという発想じゃなくて、いかに区別するか、日本人同士だったら何かすぐわかるけれども外国人はわからぬからみない、そういうものがあるのですよ。だから、思想的にもこれからの時代には非常に問題だと私は思ひますし、それから今のようない間接的な手段が何か非常に重視されたようなことではこれからまたないだろうと思ひますよ。

では、家族を連れてくる人あるいは今の定住者の中で家族がおる人については、それを登録させたらあなたの言う三点セットができるわけだから、その人たちはまた指紋押捺義務を外すという話にだつてなり得るわけでしょう。そういう法律の書き方はできるじゃないですか、家族事項を登録する者はこの限りにあらずとか二、三行書けばおしまいだから。そういうことになると思ひますよ。それで、家族を連れて日本に働かに来ている人だつて私はそんなに少なくないと思うのです。それから、例えば日本人と結婚している外国人の方というのは家族がまさに日本人として存在する、この間も議論になつていましたけれども、その人は、家族事項を登録すれば指紋押捺にかわる有効な手段になるというのであれば、そうやってしまふわけですよ。

それで、この辺はもうこの辺でおきますけれども、この問題はやはり指紋押捺を維持しておかないと何か治安管理的に不安だみたいな意識がどこかにあるのですよ。そういう意識は早くお捨ていただかなければいけないというふうには私は考えております。

次に、犯罪との関係をちよつとお伺ひしておきます。

今度の審議に当たって調査室からも配られた資料、あるいはこの指紋押捺あるいは常時携帯等と絡んで、この警察白書を見ておりましたも、外国人労働者の急増と警察の対応というふうなことがありまふ。せんだって私の方からお伺いをしましたら、外国人のいわゆる犯罪、外登法違反も含めた犯罪について、在留の期間あるいは在留の資格との比較、つまりどういう在留資格、在留期間で日本に滞在する人がどういう犯罪をどのくらいの数、犯しておるかという統計がほとんどない。うすね。あるいは今度の法案を立案するについてもそれはどうもお調べになっていない、こういうことをお伺いしたわけでございますが、わかつておる範囲で、いわゆる急増する外国人犯罪、これと在留資格、在留期間の関係、法務省から私どもに手渡された関係資料、これの資料の九ページというふうに言えはいいのでしょうか、九ページの円形の表との関係でひとつお答えをいただけますか。

○本間政府委員 お答えいたします。
これまでとっております統計の中に、先生の御質問にありました「在留資格別あるいは在留日数別による外国人犯罪統計」というものはございませぬ。
最近でございますけれども、ちょっと調べて、かかっているものがございまして、これの結論というが統計結果が完全に出ておりませんが、今まで明らかになったところだけ御紹介させていただきます。

平成三年一月から同年の六月までに全国の検察庁で受理いたしました外国人を被疑者とする事件のうち約三千名分でございますが、これにつきまして上陸後罪を犯すまでの期間を集計いたしましたところ、まず入国後三ヶ月以内に罪を犯した者は約三百二十人、率にいたしますと約一％でございます。次に、三ヶ月を超え一年以内に罪を犯した者は約二百五十人、率で約八％。次に、一年を超える者が約六百六十人、率で約二二％。最後に、永住者等は約千七百七十人、率にいたしますと

約五九％ということになっておりまして、在留資格別につきましてはまだ調査ができておりませんので、この程度で御勘弁いただきます。

○仙谷委員 私の方から念のため言わせていただきますけれども、今のパーセンテージは約三千名のうち、被疑者として検察庁に送られた者のうちの九十日未満が一％という意味ですね。人数的にいわれる永住者が例えば六十四万人いる、そのうちの五九％という話ではなくて、被疑者のうち永住者が千七百七十人であるということですね。今の数を割り算してみますと、永住者あるいは長期滞在者、短期滞在者、この辺をとってみますと、ほぼ〇・二二％から〇・二五％ぐらいなんです。むしろ永住者の方が〇・二五％ということでございます。日本人の犯罪率より高いのか低いのか私わかりませんけれども、多分そんなに高くないと思われぬのです。

つまり、在日外国人や外国人労働者があつかも犯罪者あるいは犯罪予備軍であるかのような議論は間違っているのではないかと。ちゃんと統計をとってみれば、何か怖い者であるかのような言論をしたり、急増する外国人犯罪というふうな警察白書の書き方なんかとも間違っておるのじゃないか。外国人があつかもれば一定比率で犯罪は発生します。それは日本人であつても同じだと思ふのです。つまり、社会状況とか経済状況によって犯罪というのは出てくるのではないだろうかと思ふわけです。

この警察白書を見ますと、なぜか女性だけについては在留資格別の統計がとられているのです。警察白書の平成二年版四十七ページの「外国人女性に係る風俗関係事犯の取締り」という項目だけは在留資格が書いてあるのです。この指紋押捺の問題もあるいは常時携帯の問題も、犯罪との関係でもしこれが問題になるのであれば、ちゃんとした統計をおとりになって議論すべきではないか。今のお話も含めて、私は感じます。先ほど小澤さんの方からも、他の件についてどうも科学的

なデータに基づく議論あるいは法案作成になつていないんじゃないかという議論がございました。この犯罪との関係もまさに科学的に、冷静に我々考えてみようじゃないかということをお願いいたします。法務省の方でどなたか御答弁をいただければ幸いです。

○本間政府委員 私どもは外国人犯罪の抑止とか防止あるいは取り締まりという観点で今度の法改正をしたということではございません。外国人犯罪というものは別な要因で起こってくるものであろうというところは、先生と同じ認識でございます。

○仙谷委員 しかし、にもかかわらず、前回私がお伺いしましたけれども、法案で指紋押捺義務が全廃できなかったのも、あるいは常時携帯についても厳しい罰則があるのも、何省とは言いませんけれども、どうもその辺の感覚がまだ残っているんじゃないか。それならばきちっとした統計をとりになつた方がいい、とつていただきたというところを申し上げておきます。

時間がなくなりましたけれども、もう一点だけお伺いします。

自治省の方、来ているらつしやると思うのですが、地方自治法第十条に「住民」という規定がございす。この住民の中には当然のことながら在日外国人が含まれるだろうと私は考えておるわけでございます。さらに、十三条の二で市町村は住民について台帳を備えなければいけないということ記載をされています。この点について、今各市町村でその種の台帳的なものをつくっているところがあるのかないのか。ないとしたらどういう処理を、先ほど小澤委員の方から各種権利義務関係といひますか、サービスとの関係を個別にお伺いしておりますけれども、その点について何を、つまり外国人登録原票をお使いになつておるのだらうと思ひますけれども、そういうやり方ではないのか。やはり法的根拠がある統一的な「外国人だけ別にするのか、それとも住民基本台帳に在日外国人も載せていくことにするのか、その辺についての自治省の御見解をいただければと思ひ

ます。
○芳山説明員 地方自治法の十条は、先生御指摘のとおり、国籍を問わず生活の根拠があれば外国人も住民となるということでございます。

また、台帳の関係でございますが、先ほどいろいろお尋ねがありましたように、外国人登録法に基づく原票を作成し、その原票をもとに各種行政サービスを行つておりますが、その具体的な市町村の対応としては、登録原票の閲覧によりまして対象者を把握する場合と、また住民登録システムに連動して対象者を把握する方法と、いろいろ市町村の対応があると聞いております。また、お尋ねの住民基本台帳と外国人に対する行政サービスの関係ということでございますが、おのおの法の目的、また利用の仕方等もございすので、住民基本台帳で即外国人登録を中に包含するのは難しいんじゃないかと思つております。

○仙谷委員 住民基本台帳法の三十九条で外国人を適用除外してあるのです。それで、地方自治法では外国人も住民に含まれる。そして、十三条の二では「住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない」ということになつておるけれども、どうも法的な根拠がないということでございます。在日外国人も権利義務の主体として位置づけてちゃんと処遇するということが必要時代になつてきたんだらうと思ひます。その点を法務大臣にもひとつ銘記していただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○浜田委員長 松原修雄君。

○松原委員 外国人の人権一般についてちよつと確認をしておきたいと思ふんです。
これはちよつと大臣にお聞きしておきたいんですが、今度の外国人登録法改正に際しまして、国際人権規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約というものがございすけれども、もちろんそういう国際的に批准をした規約といったものをきちっと遵守して本改正案もつくられた、こういうふうな確言をできるものでしょうか。

○高橋政府委員 大臣がお答えする前に、私からお答えさせていただきます。

この改正案の作成に当たりましては、新しい制度の適用も含めまして、これが日本国憲法の範囲内にあるものか、また日本が締結しておりますあらゆる国際的な約束、特に国際人権規約に照らしまして、これに抵触するものはないかどうかということも十分吟味した上で案を作成したものでございます。

○松原委員 昨年の十二月ですけれども、国連の人権委員会に政府から「市民的及び政治的権利に関する国際規約第四十条（b）」に基づく第三回報告」というのが提出されておられます。これは恐らく所管は外務省が提出したと思うんですが、この報告を提出する際には、私は外務省と法務省の間で協議があったと思うんです。協議があったのかどうか、あったとして、どういう諸点について協議がなされたのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○高橋政府委員 これもこの前どなたかの委員の御質問のときにお答えしましたけれども、この提出に当たりましては当然法務省も協議を受けております。

○松原委員 そうすると、もちろんこの報告書の内容については法務省も異論がない、こういうふうにご覧いただければいいと思います。

○高橋政府委員 もちろんそういう協議を受けて提出したものでございますので、当時申し上げましたように、マル、ポツまで含めて我々が意見を言ったというわけじゃございませんけれども、基本的には協議を受けて同意したものでございまして、内容的にも同意しているものでございまして、松原委員、そこで、その報告書の中で、B規約の第二条、内外人平等といいますが、これを定めた第二条についての報告がある。「外国人の地位、権利」というところ、こういうふうにご覧いただいております。

「外国人の権利については、基本的人権尊重及び国際協調主義を基本理念とする憲法の精神に照

らし、参政権等性質上日本国民のみを対象として権利を除き、基本的人権の享有は保障され、内国民待遇は確保されている」という報告になっております。当然御承知だと思っております。

そこで、この点については、「参政権等性質上日本国民のみを対象としている権利」という場合のこの「等」ですね。参政権は、地方の参政権といつかそれはちよつと除いても、国政に対する参政権というのは確かに問題がある。しかし、そのほか「性質上日本国民のみを対象としている権利」であるということ、外国人が持てない権利、基本的人権、これはどんなものがあるか、この「等」は何を指しているかというふうにご覧いただければいいと思います。

○本間政府委員 「参政権等」というのは一つの例示でございしますが、「等」の中に何々権というのは、具体的な権利の名前ということではなくて、事の性質上、外国人と日本人との差を設けてしかるべき内容のものというふうなものの一つの例示として参政権を挙げたんだというふうに理解しております。

○松原委員 このところはもう少し例ぐらひ挙げてくれたらいいかなと思つたけれども、それぐらひの説明にしておきますが、ここでは「基本的人権の享有は保障され、内国民待遇は確保されている」というふうな報告をされておる。国際社会でも約束したわけですよ。そうすると、法務省の場合、人権擁護という行政もまた扱っておられますけれども、日本で外国人の基本的人権が侵害されるようなときは、彼らの人権擁護という観点から法務省としてもしかるべき対処をするという義務はもちろん負つておるのでしょうか。

○高橋政府委員 入国管理局としてもそういうふうにご覧いただいております。

○松原委員 そこで、その報告書の次の事項についてちよつとお聞きしておきたいのです。

外登証の常時携帯についてはつと問題にされてきた。しかし、今回も従来どおりやるんだということ、改正案では全く変わりはありませんで

した。そこで、この報告書の記載でちよつと待てよというところがあるので、先に読み上げてみます。「外国人登録証携帯制度は、外国人の居住関係及び身分関係を現場において即時に確認する手段を確保するために採用されている」とこれは御説明のとおり。「しかし、本制度についても運用の在り方も含め適切な解決策について引き続き検討することとした」というふうな記載になっているのです。

これまで運用のあり方ということについては、弾力的運用という御説明で、確かにこれの違反者の検挙率なんかはここ数年ずっと下がってきている、こういう数字は僕はあると思うのですよ。そこで、弾力的運用というのは、それは運用は置いておいて、「運用の在り方も含め」という「も」がまた出てきているから、運用のあり方以外の方法を引き続き検討する、こういうふうな記載になつていて、一体これは何だ、運用のあり方以外の処置を検討するとは、一体何を法務省は考えているのか、これをちよつとお聞かせ願えますか。

○本間政府委員 先生今お読みいただいたりは、恐らく日韓関係における協議の結果としての結論部分を引用されたのではないかとと思われる。

これは先生も既に御承知だと思いますけれども、昨年一月に決着を見ました韓国と日本との協議の結果でございまして、そこで韓国側から常時携帯制度の廃止を含めた要望がなされたことに対して、日本側はその検討の結果、そこに先ほどお読みいただいたようなことで検討しようということになったわけでご覧いただくと、運用のあり方を含めというのは、運用のあり方を含めですから含んでもよろしいこと、制度そのものもひとつ考えてみましようということ、もちろんその趣旨としては入つていくということでございます。

○松原委員 そこで、今おっしゃったように、制度の存廃も含めて検討するのだということ、報告されておる、こういうふうになつておると思うの

です。

そうすると、検討すると言つても、これは第三回報告だから、第四回目をいつやるかちよつと私調べてなかったのですけれども、恐らく五年後には第四回目の報告をするということになるだろうと思つておる。そのときにも、昔も今も変わらない、五年後も変わらないという形でいけば、この第四回目の報告では一体どうなつたのだ、制度の存廃も含めたとかはどうかというふうな問題、やはり国際社会、国連に報告したという意味からいっても、もういゆる検討する検討するですつと長い間報告というわけにはいかないのじゃないかと私も思つておりますので、その点について検討するという意味合いをもう少し明らかにできるものならやつていただきたいなと思つておる。

○本間政府委員 先ほどの私の説明があるいは正確だったのかもしませんが、先生はその存廃を含め、この制度そのものをなくすということも検討するということにまづめられましたけれども、そこまでは私も当時の認識はないわけでご覧いただくと、その趣旨とするところは、「運用の在り方も含め」ということは、まさに微妙な両国間の協議の中身を表現したというものでございまして、制度そのものをなくすことを検討するというところまでその文章の中に含んでいないというふうなことは私も理解していないわけでございます。そこだけちよつと補足させていただきます。

○松原委員 そこで、弾力的運用のところ、ちよつと戻りたいのですが、いわゆる外登証を発行されていない方々、例えば旅券で入つてこられる方々ですね。旅券で入つてこられる方々というのは、入管法でやはりこの方も常時携帯が義務づけられております。これは、それに対して義務違反があったときは罰則を受ける、こういうふうになつてはいるわけですが、趣旨としては今の外登証の常時携帯と同じ扱いになつてはいるのだらうと思つておる。

そこで、こういう旅券を持って、例えば観光目

的で入ってこられた外国人ですけれども、そういう外国人について、常時携帯違反でいけば逮捕するあるいは公訴を提起するというふうな事例といえますか、運用はどの程度やられておるのでしょうか。ちょっと聞かしていただけますか。

○本間政府委員 申しわけありませんが、資料がすぐ出ませんので、もしわかりましたらお答えいたします。

○松原委員 それでは、数字の方はよろしいから、常時携帯でこれまで大分問題になったのは、例えば銭湯に行くときに忘れておったとか、マラソン中にそのことで追及されたとか、そういうふうな運用は非常に厳しかったということが私はあつたと思うのです。ところが、観光目的で入ってこられた旅券を持っておられる方々、そういう方々が、例えば旅館に、ホテルに泊つてちよつと一ふろ浴びて、散歩に行こうとかというときに旅券を果たして持つて出るのがかという例なんかを簡単に試してみたいわけです。

この間も参考人はこうおっしゃっていましたね。私も旅券を持って外国へ行つたときに、あんな失うと大変なものはそうかか持つていかれないから、ホテルへ行つたらちゃんと預けておいて、コピーを写して自分は持つて歩いてるのだ、こんなふうに言っていましたね。これは私が外国に行つたときも同じような配慮をすることは私は多いと思う。そうしたら、日本の場合、外国から旅券を持つて入つてこられた方が果たして今挙げたような、ホテルに泊つてちよつと外へ散歩に出かけたときに、旅券を持つていなかったからといって、常時携帯義務違反で追及するといふようなことが果たして今の運用の中であるのかなといふことを聞いておるのですが、どうですか。

○本間政府委員 旅券にいたしまして外国人登録証にいたしまして、その提示を求めるといふのはそれぞれその関係の官憲が職務を執行するに当たつて行うといふことだと思いますので、何らの必要性も理由もないのにいたずらに外国人だといふことだけで旅券等の提示を求めるといふこと

は適法な職務の執行に当たらないといふように解されますので、現実には現在そういうことはないといふふうに私も考えております。

○松原委員 じゃ、もし仮に職務質問を受けた場合に、実はホテルから散歩に出ているんだ、ホテルにはちゃんと旅券を置いてありますよといふふうに抗弁しようとしたときは、その場合はどうなるのですか。弾力的運用の観点からいって、その基準からいって、少し答えてください。

○本間政府委員 今回の場合、旅券の提示を求めるといふ前提としてどういう事実があつたのかといふことがまず問題にされなければいけないだろうと考えますが、もし何らかの嫌疑をかけるとかあるいはその職務質問にしても、それをするだけの前提たる事実が警察官職務執行法の要件を欠いているとかそういう事実のものとで提示を求めたといふにしてもそれは適法な呈示要求行為に当たりませんので、そのことをもつてその旅券を持つていなかったといふことについての責任を問うといふことは、やはり適法手続という観点からいって問題であると思つております。

○松原委員 これは常時携帯制度は残る、そして今の例でいけば観光目的で来た外国人に、ちよつとホテルに置いてきたといふことで常時携帯義務違反でしよつとびくとかいふようなことは基本的にない、やつてはならないことだと思ふのですが、今度の外登証常時携帯義務を課せられた方もまさにそれと同じような扱いで弾力的運用をしていただきたいといふことをひとつ要望して、次の質問へ行きます。

ちよつと細かい問題なんです、今度指紋押捺制度が廃止をされました。それにかえて代替手段が入ります。いわゆる写真と署名といふことになつておるのです。それは恐らく実際のこの法が通つていったときに規則等で細かくまた方法をこれから決めていかれるだろうと思ふのですが、そのときのありようについて若干お聞きをしておきたいと思ふ。

今回同一性確認の一つの決め手として写真であ

る、それは鮮明な写真という説明をされております、鮮明な写真を持つんだということなんです、じゃ鮮明な写真とは一体何だといふ点をちよつとはつきりさせておきたい。

現行の外登法の施行規則第二条第二項によれば、六カ月前で、縦四センチ、横三センチ、無帽かつ正面上半身のもので裏面に氏名を記入したもので、こゝういふ規則になつておるようですが、今までの現行法で撮られておる写真、この基準では、今回の新しい法に基づく鮮明な写真という基準からは合ふのですか、合わないのでしょうか。それはどうでしょうか。

○山崎説明員 現行法では、外国人登録法施行規則の二条第二項に提出写真の規格を定めておりますが、そこでは「写真は、提出の前六ヶ月以内に撮影された縦四センチメートル、横三センチメートルの無帽かつ正面上半身のもので裏面に氏名を記入したものとする」といふように定められております。

ただ、現在改正の段階で検討しておりますものは、外国人登録証が小さくなる、小型化するといふことも検討しておりますので、小ささにつきましても縦四センチメートル、横三センチメートルといふところを工夫しまして、これは、現行の旅券法も来年改正されるということが予定されておるものですから、それに合わせるのが外国人の利便にかなうものかといふように考えております。

また、他の法令等を見ますと、無背景のものといふような規定になつておりますが、現行の取り扱いではそういうふうになつておらないものですから、その辺も検討しまして、できれば、いわゆるスナップ写真、御自分で撮られたようなのは、写真が今度指紋にかわりまして大事になるものから、他の法令と同じように無背景のものを提出していただくことを定めるといふようなことを検討しております。

○松原委員 それでは、写真ですけれども、入管事務所で撮るといふのは一つの方策としてお考えに

なつておると聞いておりますが、町の写真屋で写真を撮るといふのは、そういう場合も本人の自由として、どちらでやつてもよろしいといふふうに考えておるのですか。

○山崎説明員 従来どおり、規格に合ふものでしたら、近くの町の写真店で撮つたもの、また委員今御指摘のとおり、地方入国管理官署に備えつけてまして、本人の希望によりまして撮られた写真、両方とも、提出をしますと受理されるという方向で検討しようかといふふうに考えております。

○松原委員 そこで、今まで入管事務、入管行政等々で随分と、いわゆる公正な管理の、公正かどうかからいへば、管理ばかりが突き出すような扱いをされてきたといふことで、この場ではつきりさせておきたいのですが、その場合、写真の明るさとかピントのずれとかいふことで写真屋さんと入管事務所、あるいは写真屋さんと市町村役場の窓口を行つたり来たりさせられるといふふうなおそれがないように、写真の明るさ、ピント等について何か規定とかを考えておられますか。

○山崎説明員 もちろん、写真は、ピントが非常にずれていたり、明度が暗過ぎたり明る過ぎたりすると同一人かどうかわかりかねるものですが、できる限り鮮明なものを提出していただくといふことになるのですが、それでは規定にどういふふうにかか、数字的に書くのかどうかといふことは非常に難しい問題で、今後どのような工夫があるのかといふことは検討していこうといふふうに考えております。

○松原委員 次に、これまでも十指指紋をとつて、いわばある意味では犯罪捜査に使われていたといふ経過、昔は特に鮮明にあつたと思ふのですが、今度、例えば入管事務所写真撮る場合に、電子カメラといふもので撮影をして光ディスクに入れて、コンピュータでいわば分類しておる。したがって、今度は、仮にどこかで犯罪が起つたとする、その人の顔写真をさらにその電子カメラでもう一回写したら同じようにコンピュータ

で照合ができるという意味で、そういう使い方を
するかどうかはまだこれから先の話だけれども、
そういう意味で電子カメラを導入するという計画
は今あるのですか、ないのですか。

○山崎説明員 委員も御承知かと思うのですが、
現在、写真の動向といいますが、いわゆる銀塩
を使いまして写真というものは取り扱いが非常に
難しいといえます。また、公害等も発生するとい
うことで、極めて簡単に撮れる電子カメラとい
うものも現在開発されておまして、それを今回
は採用しようというように考えております。

○松原委員 そうすると、電子カメラを採用する
のでしよう。そうすると、その電子カメラを使っ
て光ディスクに入れて、それからコンピュータで、
私そこからは詳しいことはよくわからないのだ
けれども、いずれにしても、さっき言ったように、
入管事務所に電子カメラでおおまかてコンピ
ューターに入っておる。それで、どこから照会があ
つて、実はこの男の顔写真しかわからないのだ
ということ、この男の顔写真とあなたのところに登
録している人、電子カメラとコンピュータをつ
なぎ合わせた技術的には照合できるということ
は言えるのですか。その辺はいかがでしょう。

○山崎説明員 電子カメラといいますが、かなりき
つい言葉になるのですが、いわゆるビデオを利用
した撮影装置でございます。光ディスクでやる
かどうかというところは今検討中でございますが、
通常どのぐらいの有効期間にするかということ
はこれから検討していかなくないわけなんです
が、現行法ですと、提出まで、写真を撮りまし
てから六カ月間その写真は有効ということにな
っております。

そうしますと、外国人は六カ月の間に全国を移
動するわけでございます。当然、その写真を撮
ったところの近くの市区町村で外国人登録を申請
するとは限らないわけでございます。ですから、そ
れをどこかに保存しておきまして、例えば外国人
が東京で撮って九州の方に行きまして外国人登録
を申請した場合に、九州の福岡入国管理局で外国

人登録を調製しなさいいけないというような場合
には、保存しておきました写真を利用するとい
うようなことを考えておまして、登録の写真の円
滑かつ適正な利用を図ろうというように考える次
第でございます。

○松原委員 私はその運用について聞く前に、先
ほどの設問で、あなたのところで考えておる電子
カメラ、コンピュータ管理とした場合に、写真
によって人を特定していくということは技術的に
可能かどうか、そこだけちょっと一回確認し
ておきます。

○山崎説明員 指紋の場合には換値分類というこ
とによりまして人の特定ということとは可能と思
われますが、この人はだれかと写真だけから、写
真を分類する技術というのはまだ私絶えて知らない
わけでございます。写真のみから、そこに氏名
が書かれていれば別でございますが、写真のみか
らそれを分類しまして人物を特定するということ
は、私の知識の段階ではほとんど不可能ではない
かというふうに思います。

○松原委員 そういふ危険、おそれがなければよ
ろしい。技術的に無理だということがはっきりし
ているならそれはそれでよい。しかし、もし
ある、そういうことが技術的に可能だとい
うのなら、じゃ、それから先は運用をどうしま
すかという話になってくる。それは犯罪捜査のた
めをするのですか、しないのですかという話にな
るわけですけれども、今のお答えは技術的に不可
能だということお答えだから、それだけにしてお
きます。そこでついでに今の指紋の問題を聞くので
すけれども、今は指紋というものは左手人さし指を一本
ぼんと押すという方法、これについては換値分類
をしていないから、だからいわゆる指紋を照合す
ることによる犯罪捜査への協力ということは技術
的に不可能であるというのが法務省の見解にな
っておるわけですね。

それでは、この間もマイクロフィルムの問題で
お聞きしたのですが、実は、たしか一九七一年ま

では外国人登録の際には十指指紋をとっていた、十
本ともやっていた。しかも、そのとった十本はい
わゆる換値分類をして、犯罪捜査をやる場合に換
値分類という方法でやっておかないとだめです
から、換値分類をやっていたわけですね。じゃ、そ
のとしまでの十指指紋の資料とそれをさらに換
値分類していたデータ、今現在その資料、データは
どういふふうに使われていますか。

○山崎説明員 指紋の換値分類は、昭和四十五年
四月一日以降は行っておりません。また、それま
でに保管していた指紋原紙は、指紋照合を行っ
た上で順次廃棄しておまして、昭和六十一年十月
までですべて廃棄済みでございます。

○松原委員 ちょっと私聞き逃したけれども、十
指指紋という指紋をべたつと押したのが法務省へ
上がってくる。それがあなたの言う指紋原紙です
ね。そこをたしか指紋の照合官が当時十何人も
おつて、それで換値分類したわけでしょう。換
値分類のデータというのは、指紋原紙以外の別の
ところにあるはずなんですよ。そうでしょう。指
紋原紙の方は順次廃棄していったと今おっしゃ
った。そうしたら、換値分類したデータの方はど
うしたのですか、もう一回聞きます。

○山崎説明員 かつて十指指紋をとるという規定
がございましたが、それは紛失等しまして再発給
したときに、極めて限られた者に対して採用され
ていた制度でございます。この換値分類という
のは、いわゆる指紋押捺をするすべての外国人に
先ほど申しましたように四十五年四月までです
か、行われておりましたが、それ以後は法務省に
送られてきます指紋原紙というのがあるわけ
です、すべての外国人に。その換値分類というの
は行わず、かつて換値分類を行い、数字で整理し
ておりました指紋原紙もすべて昭和六十一年の十月
までには廃棄しておきます。

○松原委員 念のために聞かなくても、それは例
えばマイクロフィルムに残しているとか、何かは
かものものにコピーして残しているとかということ
はないでしょうね。

○山崎説明員 指紋原紙をマイクロフィルムに写
しているということは一切ございません。

○松原委員 そうしたらもう一つ念のために聞い
ておけれども、とにかく換値分類をしたものは、
その原資料というものはもちろん今廃棄したと
言つた、それ以外にマイクロフィルムも含めてそ
の他のいわゆるコピー、写し、そういったものも
もう一切なくなつた、一切痕跡はないというふう
にここではっきり明言されますか。ちよつとそこ
だけもう一回。

○山崎説明員 指紋原紙につきましては、私の知
る限りではマイクロフィルムに撮影したというこ
ともございませんし、換値分類した指紋原紙も現
在残っておりません。

○松原委員 それでは、代替措置のうちの今度署
名が新しく入りまして、署名をするにについて
の運用について、ちよつと細かくなりますが、ど
ういう指針でやりになるのか、お聞きをしてお
きたいと思うのです。

今度署名ですから、実際署名できない、例えば
すべての指を失つたというような方は署名がで
きないというんですが、そういう身体障害者の方
については署名をどのように求める、あるいは求
めないのか、これはどういふふうに考えていま
すか。

○本間政府委員 署名ができない人について署名
を求めるということは不可能でございますので、
署名がないようなものとして取り扱いたいしま
す。それは、指紋押捺をしない人と同じように次
の登録の確認申請期間の短縮という措置をとる
ということを今度の改正案の中で定めていたこと
でございます。

○松原委員 署名ができない人には署名を求めら
れない、だから、切りかえの期間を一年以上五年
未満の範囲で短縮をする規定になってますか
ら、その短縮規定を適用するわけですね。これは、
今署名拒否というんですか、それについては一年
以下の罰則がありますね。そういう手指のない、
署名のできない人は、罰則の適用についてはどう

するのですか。

○本間政府委員 罰則の点は、署名拒否罪と俗に我々は言っているのですけれども、これは署名する能力がありながら故意にこれを拒否することによって成立する罪であるというふうに考えております。

○松原委員 そうすると、故意ではないから罰則の適用はないのだ、ただし切りかえの期間を短縮するのだというふうにおっしゃっているけれども、どうなんですか、自分が好んでなくしたわけではないでしよう。一つの身体障害者というものになったわけで、そういう障害のある方を、客観的にできないものをとらえて、普通の人と違って何度も切りかえに足を運ばせるという措置を盛っていくのはちよつと問題があるのではないかと私は思うのですけれども、今お答えになったような形で確言していいの、もうちよつと運用の中で考えていただけませんか。

○本間政府委員 次回確認までの期間の短縮をどのように運用していくかということにかかわる問題でございます。これは本省としても一定の基準を設けて、それに従つて市区町村長が短縮することになります。そういう場合に配慮しなければならぬ事情というものは当然この基準を定める際に考えておかなければいけないことだと思つて、そこは、運用上余りにも不合理ではないかというふうなことはないように十分慎重な検討をした上で決めていきたいと思つております。

○松原委員 次に、また署名の件ですが、実際は過去の歴史の経過からして字を書けない方が相当おられるのは、我々もよくそれはわかります。そういう字を書けないという人については、署名を求めるときにどういう配慮というか基準、規則でやろうとお考えになっていきますか。

○山崎説明員 字を書けない人の問題というのは、今後の課題としていろいろ検討していかなければいけない問題だと思つていますが、この署名制度を当てるに当たりましたいろいろな関係団体等々調査しまして、かなりの範囲で識字率が上

がってきてもおるということも事実でございます。また、東南アジア等でも署名という制度が最近一般的になってきておるわけなのです。

ただ、実際に字を書けない者があるのではないかと、一つのこと、一つの例として、同伴者等が見えまして本人の名前を書きまして、それを手本に署名するというようなことも認めてもらえますかという提案もございまして、その辺も含めまして検討していこうかというふうに考えております。

○松原委員 では、今のその件ですけれども、同伴者がおられて目の前であなたはこういふふうな書くのだよというふうに見本を示して、介抱のやうな形で署名を求めるといふ方法を考へておるといふことも一つの案ですが、これは同伴者がおられないような場合の方だつておられるかもしれない。そうすると、実際、市町村の窓口がそういう事務担当をやつておられるわけですから、市町村の窓口職員にもいわば同伴者と同じやうな役割、行政サービスになるのかな、そういう道筋などももう開いておいたらどうなのだろうかというところも考へるのですが、そのあたりはどうでしょう。

○山崎説明員 市区町村の問題につきましては、先生の御提言というのも私も今まで考へてみたことはないうけなものでございます。非常に検討すべき御提言とも思われますが、一方また市区町村の協力等も考慮の上調整しなさいいけない問題もありませんので、その辺、先生の御提言を踏まえて検討させていただきたいというふうに思ひます。

○松原委員 では、最後に大臣に、きょうはちよつと細かい規則等にわたるやうな今後の指針等についてお伺ひしたのですが、きょうの答弁を踏まえまして、今後具体的にこの実施に入るときの基本的小お考へについてお聞きしておきたいと思ひます。

○田原国務大臣 この問題は、非常に軽々に扱つてはいかぬということをきちんと踏まえるように指導してまいりたいと思ひます。それから、先ほ

ど来いろいろ求められましたが、これからの資料に基づいていろいろ運用をするように指導してまいりたいと思ひます。

○松原委員 終わります。

○浜田委員長 沢田広君。

○沢田委員 きょうまで同僚議員もいろいろな角度でそれぞれ質問をされてきましたが、結論的に言つてどうも法がわかりにくい。しかも、しつこい。何でこんなことをやるんだ、無用の長物じゃないかあるいは国の余計な権力の乱用じゃないか、こういうやうな印象を与えるやうな、与えるやうなというよりも与えている状況が出てくるわけですね。私も法律家じゃないですが、大臣もいみじくもそう言われました。血の通つた行政をやりたいといふやうに言つて、その血の通つた、しかも覚書にももう既に書いてあるのです。この覚書の中で政府は約束してきているわけですね。大臣もごらんになっておられると思いますが、「一世及び二世についても指紋捺捺を行わないこととする。」「写真、署名及び外国人登録に家族事項を加味することを中心として検討する。」「二年以内に指紋捺捺に代わる措置を実施することができるよう所要の改正法案を次期通常国会に提出する。」「このやうなふうによつて約束してきているわけですね。ですから、てにをはの問題じゃなくて、やはりここでそれをきちんと実行することが国際的な約束事項だ、それがこういう形になって出てきているということなんです。

私は、まず総括的な意味で、いろいろな矛盾が出てきた、大臣の代だけでこれが、甚だ恐縮であります。なかなか解決できないだらうと思つて、す。しかし、そういうきつかけをきつちつとつて、そして外国の人たちが働きに来たり日本に来ていても、不安や疑惑や圧力、そういうものを与えないやうなことをこれから考へていく、考へていかなくちやならぬ、そういう趣旨についてはどこをどうというよりも、法律のやうな幾らか出過ぎたところもあると思うのですが、そういうところを素直に、血の通つた行政で弾力的に

応をしていく、大臣としてはそういう考へ方に何回かの質問を通じてなつてきているというふうにも私も解釈したいのです。大臣を追い詰めてどうこうというところで法律が変わるわけじゃないですが、しかしその運用に当たつては血の通つた運用をしていく、これは、私に言うという、国民に言うという、これも一つあるし、その働いていく仲間の人たちにも言つてもらふし、それから部下も同じやうな意味でそういう対応をしてもらふ、そこはそういうふうな大臣からお答えいただけないかと思ひます。

○田原国務大臣 この問題について御質疑が始まつて以来、いろいろ御要望、御趣旨等賜つていられることは深く胸に刻んで、そして御指導いただければいいなと思つた問題とそれから運用についても御指針を与えられればいいなという問題とを分け、かつまた私も政治家の一人として血の通つた運営をやらなさいかぬなというところを、しゃべつていられることは議事録に残りますから、責任を感じながらまいりたいと思ひます。

○沢田委員 細かいこともいろいろありましようけれども、皆さん方もそういうことを心してこれからひとつ対応してもらふ。特に登録課長なんというのにはそのことを、しゃくし定規にばかりやるものじゃないといふことをよく言つておく。それから、この間の質問に戻しまして、身分の解釈定義がいろいろ出ましたが、どういふやうな統一見解になったのか、ひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○高橋政府委員 お答え申し上げます。身分というものは、あるいは身分関係というのは各法律でいろいろの意味で使われておりますが、外国人登録法に言う身分関係というところについて御説明いたしますと、身分とは、今申しましたやうに一般的には継続的な社会生活上の地位を意味いたしておりますけれども、法令用語としては、各法律においてその立法趣旨に應じたいろいろな意味に用いられております。それで、外国人登録法第一条に「身分関係」と

いう表現がございますが、これは本邦に在留する外国人の在留上、社会生活上の地位に係る関係を言いついて、在留外国人の身分関係を明らかにするための登録事項として、氏名、生年月日、男女の別、国籍、出生地、職業、在留の資格、世帯主との続柄などがござります。そういうものとして身分関係というものをとらえております。

○田原国務大臣 私はいく人でもござりますけれども、日本語としての身分というのは継続的な社会生活上の地位というものを一般的に言うと思うのです。しかし、法律用語としては、各法律は目的がありますからそれに合うようなとり方で、いろいろ身分をどういふに解釈するかという示唆をするような定め方をしようと思つております。しかし、この外国人登録法はこれなりの目的がありますし、これなりに法律に厳密な規定をしないといけませんので、今政府委員が申しましたような規定の仕方をするということでございます。

○沢田委員 下手に質問してやぶ蛇になつちやいないですから慎重にまた言つていきますが、最初に「身分とは、一般には、継続的な社会生活上の地位を意味するが、法令用語としては、各法律において、その立法趣旨に応じたいろいろな意味に用いられている。」これは、前置きは必要のない言葉ですね。これは言うなら蛇の足というんでしょう、そういうことでしょうか。

○高橋政府委員 「一般」というのはイントロダクションとして必要かと思ひましたけれども、先生にはもう百も御承知のことです、必要であればおわびいたします。

○沢田委員 いや、わびるというよりも、これは用語として蛇の足、蛇足であつた、こういうふうに言つたわけでありまして、その後には言われている「身分関係」とは、本邦に在留する外国人の在留上、社会生活上の「それはそれぞれ及びますね、」地位に係る関係を言ひ、「こうなつて、そして」「登録事項として、氏名、生年月日、男女の別、国籍、出生地、職業、在留の資格、世帯主と

の続柄など」とありますが、この「など」というのは、これは何ですか。

○高橋政府委員 ここで「など」というのは例示として挙げたところをございまして、ほかにもどういふものがあるのかちよつと今思ひつきますせんが、例示として挙げた接尾語としてあるというふうで考えております。

○沢田委員 などなど、これが悪用されるとまた極めて困るわけですね。じゃ、これはなくてもいい言葉である、これも蛇の足なんです、結局、世帯主との続柄である、そういうふうで確認してよろしいですか。

○本間政府委員 外国人登録法の四条に登録事項として幾つか列記されております。強いてまだありますというのを申し上げるとしたら、世帯主の氏名などというのはやはりある一つの関係でございまして、強いて言えばこれは身分関係事項かなという気もいたしますが、それ以上に「など」として具体的にこれがあるということとはちよつと今思ひ当たりません。

○沢田委員 そうすると世帯主の名前だけが「など」である、そう確認していいですね。

○高橋政府委員 今度の改正によりまして幾つか変更が加えられましたけれども、第四条の規定に従つて登録していただくものがございます。その中で、例えば身分関係と言われるものというものがあつたかというところを見ても、例えば先ほど申しました世帯主との関係で氏名とか、それから本邦に在留する両親、親族、改正になりました今度新しく両親が加わりますけれども、そういう両親の氏名とか国籍とか、そういうものも身分関係に入るといふに言えるのではないかと思ひます。

○沢田委員 じゃ、いわゆる身分に係る解釈は以上のとおりである、よろしいですね。

○高橋政府委員 大体、第四条に規定している登録していろいろな事項のうち、居住関係といひますか、住所に係るものといふものはいふことであるのじゃないかといふことでございます。

○沢田委員 じゃ、居住関係の方はどういう規定づけをするのですか。

○高橋政府委員 住所とか居所とか、そういう関係でございます。

○沢田委員 「とか」とはかさなないで、ここはここで確定しようとしていふのですから、きつちりといふことだと、この前の質問の統一見解に合わせて、身分関係というのは、ここには出生地も入つていふ生年月日も入つてはいますが、じゃ、いわゆる社会生活と云われている部分は、いわゆる居住関係は何なのか、それもきつちり言つてみてください。

○高橋政府委員 現行で言います第四条の十六号にござります「居住地」でございます。

○沢田委員 それだけでいいですね。それで行つたり来たりしたら時間ばかりとられちゃつてかなわないんだ。一回ですばつと……。

○高橋政府委員 そのとおりでございます。

○沢田委員 じゃ、この法律の第一条で言う「身分関係」と「居住関係」はこれによつてはつきりしている。指紋なんて言葉は出てこなかつたですね。いいです、これで。

○高橋政府委員 現行で言います第四条の十六号にござります「居住地」でございます。

○沢田委員 それだけでいいですね。それで行つたり来たりしたら時間ばかりとられちゃつてかなわないんだ。一回ですばつと……。

○高橋政府委員 そのとおりでございます。

○沢田委員 じゃ、この法律の第一条で言う「身分関係」と「居住関係」はこれによつてはつきりしている。指紋なんて言葉は出てこなかつたですね。いいです、これで。

○田原国務大臣 現行の外国人登録法においては、小学校及び中学校の義務教育の期間等にある十六歳未満の者とそれ以外の者とに分けて、独立して社会的に行動を始める時期である十六歳以上の者には指紋捺捺、常時携帯等の義務を課す制度を採用しているものであります。

十六歳という物の考え方は、そのほかにも自動車、二輪車、原動機付自転車等の運転免許の取得できる年齢も十六歳からというふうにもなつております。

すし、また国際民間航空条約第九附屬書で勧告する親の旅券に併記できる子の年齢は十六歳までとされております。中学を卒業し、就職し、親元を離れて生活する者もいるという年齢でございまして、現在この十六歳というのがそういう面の分かれ目の年であるといふことから、ここで規定されておるわけでありまして。

○沢田委員 大臣、部下の書いたのを読まないで、血の通つた答弁をしてもらいたいと思つたので、こは政治家と政治家の話として言つていふわけですよ。今すぐに十六を十八にはならぬでしよう、あるいは二十にはならぬでしよう。しかし、いろいろのこのやりとりの中で、国内における者との差別をつくつていふことが望ましい状況ではないといふことは、大臣もわかつたはずなんです。

それをなぜ日本の場合と外国人を差別するからといふこと、これは差別をしていふ者からはわからないですよ。十六は日本だつて同じことなんです。中学校を終わつて、高校へ行くか就職するかといふことは同じ条件のはずですよ。義務教育は終わつていふんですよ。なぜそれを同じにしないんですか。同じ法律上の建前であれば——そこでやつていふと時間がかかるといふやうな感じがする。だから、大臣は我慢して座つておられたんだけれども、ここは政治家同士の話として見れば、やつぱりいろいろ議論があるけれども検討していかなくちゃならぬ課題だ、そのぐらゐの同感は、同じような感じ方はしたんじゃないかと思ふんですね。ここで今変えろといふは私言ひませんよ。しかし、日本と差別しておくことがかえつて日本に対する感情の悪化につながる、あるいは来ている人に差別の感ぜを与える、そのことは否定できないでしよう。それはわかつていたただけるでしよう。まあ、首を縦に振つていふから、それはわかつていふ、こういうことのようにですが、それだつたら部下のそういう答弁書を読まないでもらいたいんですね。

やはり将来はアジア全体の外国人なり世界の外国人が日本に来て同じような立場になつてもらう

ことを希望し、期待をし、それに向かつて前進をする、そういうつもりでやります、せめてそのぐらゐのことは、法務大臣、政治家としては答えなくちゃならぬのじゃないですか。部下のあれは読まないでくださいよ、こゝは政治家同士の話をしているわけですから。今法律を変えろとは言っているわけじゃない、これはやはりそれと努力していかうことは、これはやはりそれぞれ日数をかけてきて、冷たい返事はしないでほしいと思います。大臣、ひとつもう一回。

○田原国務大臣 この答弁は議事録にも載りますし、いろいろそれを引用してやられるもので、さうさつちりとお答えしなさいかぬということ、整合性を考えて、間違ひがあつては失礼に当たりますし、読んだことは失礼いたしました、先生のお考えはよく理解しております。

○沢田委員 九九%ぐらいは理解をしたと今解釈をします。

それから、今の法律が外国人を監視といふか管理といふか、そういうふうにしていて一面といふゆる公正な管理、その二面性を持っているような気がするのです。これは今までの質問の間でも出ております。一面では横目でにらんでいるような法律で、真つ正面で見ないで横目でにらんで、刑事や何かが多いのかもしらぬが、これはと、そういう視線でこの法律をつくっている感じがするのです。だから、一部では、こいつは疑わしいぞなんという目で法律をつくってきたからこれだけいろいろ議論が出ていゝるんですね。ですから、そういう意味において二面性があるということとは、これは大臣じゃなくて、つくった皆さん方としては、歴史的に見るところの法律の中にはそういう意図もあるんじゃないですか。

○高橋政府委員 先生、管理といふことをおっしゃいましたけれども、外国人登録法自体は「管理に資する」といふことでございまして、その「管理」といふのは一体どういふことかといふことで先ほど来いろいろ御質問がございまして、あるい

は質問、答えの中から出てきたのは、福祉とか教育とか、そういうところにおいていろいろ役割を果たしている、役に立っている、そういうことで広い意味の管理じゃないかなという感じがいたします。

そこでまた、「管理」の意味はどうかと言われると、なかなか説明しにくいわけがございましてけれども、片目という横目で見るのかよくわかりませんが、それも当たっているのかよくわかりませんけれども、確かに管理という言葉から連想されるものを越えたいといふ感じが、それよりも広いような何か、実態としては福祉とかそういうものに役立っている、それがこゝで言う「管理」に含まれているんじゃないか、こういう感じがいたします。

○沢田委員 そこが実は問題なんです。ですから、これも大臣に。

このようにとにかくいろいろ問題が出てきました。大臣がこゝの後五年間もずっと大臣をやつていとも思いません。事によれば総理大臣になるかもしれないし、それはわかりませんが、いずれにしても、我々は数が少ないから、今この法律を変えたいといふも変えたいといふところがあります。いろいろな疑問が出されてきたことを、できる

ところは変えてもらつて、そういうところは次回に向かつてお互いの協力関係、理解関係そして友好関係といふものを踏まえながら、やはり相手の心証を悪くしているものは直していく、法務省の所管のそれぞれの関係はそういう努力をしていく、そういうことは異存はございませんか。

○田原国務大臣 先ほど前の委員の方にお答えしましたけれども、いろいろな御注意や御指導をこの審議を通じていただいております。運用について御指導いただくとあれば、何かいい知恵があつたら、お知らせいただければという御答弁を申し上げたこともございまして、先生のおっしゃる意味は理解できますので、それを含んでやつてまいりたいと思ひます。

○沢田委員 あなた方も、大臣の今の答弁、異存

はありませんね。異存があつたらこゝで言つてくだされ。いいですね。じゃ、そういう方向に向けて職員も努力をしてみよう。

続いて、量刑の問題でいろいろ議論しました。刑罰も少し過酷過ぎないか。二十万円なり三十万円の罰金だけでいいんじゃないのかといふふうな提言もありました。それで、禁錮刑等もやはり過酷だな、外国人登録法だけでいい。これをやは

り緩めていくといふことは、これからの国際的な信頼をお互いが結び合つていくといふ場合は、もしほかに罪を犯せば別の法律で、刑法もあればほかの法律もあるわけですから、こゝで何もこんな重大な刑罰を与えなくても済むんだらうと思ふのです。

これも私は、大臣が政治家同士の話としてみれば、こゝで何もこんなむちやなものをやらなくてもいいだらう、恐らく同意なざると思ふのです。この点は官僚と政治家の違いだと思ふので、やはり大臣もその意味において量刑を適正にしていく、そういうことで今後努力をするといふことは私と意見が一致するのじゃないかと思ふのです。が、これでどうしてもやらなければだめなんだといふものでもないだらうと思ひますが、いかがでしょう。

○田原国務大臣 これも先ほどの御答弁の中に含めていただいて考えていただければどうかと思ふのですが、量刑にはいろいろバランスがあると思ひますが、中には御指導いただければいいなといふことをこの前御答弁申し上げた中で御解釈いただきたいと思ふわけでありませう。

○沢田委員 御指導いただければ、こゝ言われたからあれですが、禁錮刑は、少なくともこゝういふような罪は出さなないといふことはどうなんですか。特に著しい問題があつた場合を除いて、一般的な、形式的なものについては血の通つた行政の中に包含される、こゝういふふうに思ひますけれども、それでいいですか。

○高橋政府委員 法の体系といひますか。さういふものをにらみ、法の厳正な執行を確保しなければ

ならないという事務当局といひましては、今の外国人登録法の罰則といふものは、外国人の居住関係、身分関係を明確ならしめ、在留外国人の公正な管理に資するといふ法目的を達成する上で、各違反行為の悪質性や違反行為抑止の程度、必要性等を勘案して定めていゝるものでございまして、現行の法定刑が特に重過ぎるといふふうには考えておるものではございませう。しかし、先ほど大臣が申し上げたことは、私たち事務当局としても十分承知しておるところでございませう。

○沢田委員 やはり子供をしかるのにも横びんたくれたり、げんこつくれたり、け飛ばしたり、あるいはこゝかへ詰め込んでやつて、それが教育にはならないといふことはわかるでしよう。太陽とマントの物語じゃないですけれども、やはり温かさがさういふ友情を生かしていくわけですから、法律でこゝでつくつたが、適用についてはお互いの外国との友好関係を高めていく、できるだけその理解のもとに行動してもらつて、そして法務省もその理解に基づいて運用する、そういうことでこれからの外国との友好関係、外国人との友好関係は守つていく、そういうことは担当者としては言えますか。

○高橋政府委員 先ほど大臣が出入国管理行政の基本的な哲学といひますか考え方について申し上げましたとおり、在留外国人の管理といふ言葉を使ひますけれども、管理も含めまして私たちの基本的な考え方といふのは、日本の置かれていゝる国際的な状況を十分に認識して、かつ、外国人が日本に来て共生、ともに生きて、それでこの人たちが日本の滞在が非常に楽しかつた、有意義であつた、そういう状況をつくつていくというのが基本的な目的ではないかと思つております。

法をつくつてそれを厳格に適用する、それは必要でございませう。しかし、それによつて不必要に苦痛を与える、そういうことに喜びがあるわけじゃございませう。何かさういふ誤解を与えたら、その本旨じゃございませうけれども、私たちとしてはあくまで、外国の方も私たちともに共生す

るといいますか、そういうことを目的としているので、先生がおっしゃったことは十分理解して共生を進めているつもりでございます。

○沢田委員 今の答弁をずっと聞いてきて、じゃ警察と外務省、同じようにこれらの取り扱いについて見解を承っておきたいと思います。警察、外務、来てますね。

○奥村説明員 警察といたしましては、外国人登録法の運用、取り締まりにつきまして、従来も弾力的、常識的に行ってきたところでございますが、今後ともその趣旨を徹底させてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○宮下説明員 外国人登録法というのは、在日外国人の公正な管理を行う、そういうことを主眼に居住関係、身分関係の情報を集めるということでございますので、まああくまでも目的は在日外国人の公正な管理ということで、そういう意味では在日外国人の方々が、先ほども法務当局から御答弁ございましたが、行政的な各種分野等で適正にそういうものが行われることが望ましいというふうに考えております。

○沢田委員 今あなたの言っている答弁、学があり過ぎるからそういうことを言うのかもしらぬが、まあ公正な管理というのはどういうことか、どういう解釈をするのか。まあ公正な管理、言ってみてください。

○宮下説明員 まあと申しますとちょっと不適切ですけれども、あくまで公正ということですから、在日外国人の方が日本にいてそこで生活されているわけですから、きちんと生活が支障なく問題なく行われて、日本の行政等もきちっとそういうことを踏まえて行われる、そういう意味での公正といいますが、そういうものが行われるということでございます。

○沢田委員 これでやりとりしていると時間がかかるから、これはやはり学があり過ぎるからばかそう、ばかそうというのが内心から出てくるから、まあ公正だなんて……。その「まあ」がつくことによって公正がいかに不公正になるか、わかるで

しょう。「まあ公正な」こういうアクセントでくると、「公正な」こういうのでは、相手に与える信頼感も全然違いますよね、大臣。彼は学があり過ぎるからごまかそうとしているのかわかりませんけれども、これは反省をしてもらいたい。そして、今言った言葉がアジア諸国、諸外国についても同様に大使館を通じて、我が国は、外国人労働者については外務省としては公正な管理で対応いたしますときちんと言えますか。言ってくれますか。

○宮下説明員 外務省としましては、先ほど申し上げましたように在日外国人の在留がまず公正に行われるといえますか、そういうことが非常に、対外関係のことでもあるのでそれが批判を招かないような形で、できるだけそういうことに留意しながらやっていきたいと考えております。例えば不法就労が最近ちょっとふえているということもありまして、そういう点についてもそれがまあ変な形で、日本が低賃金、安いから不法というふうな例えがそういう形で批判が出るようなことがあつてはならないということ、そういう面も配慮しながら、我々はこれからのいろいろな関係の省庁等も含めて努力していきたいというふうに考えております。

○沢田委員 ずっと願いましたが、これ大体アバウトに詰めてきたわけですが、それを体して法務省としてはひとつ対応してもらいたいと思えます。

最後に、パスポートというものはどう定義づけていますか。これは外務省で答えてもらいたいですか。パスポート、旅券はどういう位置づけをしていますか。一般の方です。

○宮下説明員 旅券は、日本国政府が外国政府に對して、パスポートの所持人が日本国民であることとを証明して、あわせて、その人が安全に旅行できるように保護と扶助を与えるよう要請するという公文書であるというふうに理解しております。

○沢田委員 それは、相手の国から出ている旅券もそういうふうに日本で解釈して差し支えないで

すね。

○宮下説明員 世界共通の普遍的定義というのはございませんけれども、国際慣習法といえますかそういう一般的な、国際的な慣行を見ますと、同じような解釈で対応しております。

○沢田委員 だから、旅券を持っている者がその国に行つて差別を受けることはないというふうに理解していいですね。当然そうでしょう。

○宮下説明員 先ほども申し上げましたけれども、旅券を持つている人に対して相手国政府は保護と扶助を与えるように求める、そういうものがパスポートの本来の目的でございますので、これは外国であろうが日本であろうが基本的には同じようなことでございます。

○沢田委員 やはりそういうふうに旅券によってその本人というものは証明されるし、またその国がある意味においては保証をしているものなんですね。だから、法務省の方のこの法律でだけいくといういろいろな問題が起きるでしょうが、少なくとも登録の問題も、旅券で来た者はほとんどこういう項目は必要ない、私はそう思うくらいなんです。旅券で来ている者はそれによって十分に証明されて来ているんですね。その国で保証してくれたい人なんです。だから、文句があるならその国に文句を言っていけばいいわけですね。ですから、旅券にはそういうふうな意味があるというふうに思いますが、法務省はどう思っていますか。

○高橋政府委員 確かに、旅券というのは、その人が属する国の国民であつて、政府から通常の場合には保護を要請されている文言が入っているものでございまして、ただ、例えば日本の国内に來ますと、それだけではいろいろな行政上の措置の対象にならない場合がございまして、例えば子供の学校とか先ほどのいろいろございましたけれども、そういうこともありますので、やはりほとんどの国はある一定期間の滞在者については外国人登録制度を設けているということでございまして、我が国もそういう観点から外国人登録の制度を設けている、こういうことでございます。

○沢田委員 前の人が大分時間をオーバーしましたからその分だけ削減しておきますが、今の答弁も「だが」というのがくつつくから、あなたがいないんですよ。外務省で答えた旅券の権威というものは、それぞれ外国同士、国と国との話でちゃんとつくつたものだから、それに差をつけて運用を図ろうとするのは外国の混乱を起こすし、国と国との紛争のもとになるわけですから、この点は法務省も旅券の権威というものを、それからその国が発行した旅券というものの信頼、そういうものを大切に、これは大臣も同意見だと思えますね。

以上、私は大ざっぱなものを全部まとめました。今後二度とこの段で同じことを法務省も言わせないよう、内面的に直すものを直して、大臣もそれなりに対応して執行していただきたいことを切望して私の質問を終わります。

○浜田委員長 鈴木喜久子君。

○鈴木(喜)委員 前回、私が質問したこととまた重複いたしますけれども、引き続き質問をさせていただきます。

この外国人登録法というものの立法趣旨について、この間、法務省からどのようなものかというふうな見解は何いました。それで、今回は外務省、自治省、警察庁、それぞれにこの外登法の立法趣旨をどのようにとらえておられるか、考えておられるかということについて簡単に伺いたいと思えます。

○宮下説明員 外国人登録法は、我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係に関する情報を把握することによって在日外国人の公正な管理を行うことを主眼としているものというふうに承知しております。

○芳山説明員 外国人登録法に関する事務は、御案内のとおり、法務大臣の機関委任事務として市町村長が処理しているものでありますけれども、その趣旨は、本邦に在留する外国人の居住関係、身分関係を明確ならしめ、もって在留外国人の公正な管理に資することにあると承知しております。

ます。

○奥村説明員 警察庁は外国人登録法の主務官庁ではございませんので本来立法趣旨に関する見解を申し上げる立場にないわけでございますけれども、お尋ねでございますので当庁の考え方を申し上げますと、外国人登録法は、我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にし、在留外国人の公正な管理に資することを目的としておりと承知しております。

○鈴木重委員 判で押したように同じような答えが返ってきて、みんな同じ解釈ならば、これをまた運用していくときにも全く同じようにそろって、同じような形で御意見そろいながら運営ができることになるといふふうに理解をさせていたでいて、この場合に、今回の改正の部分については、全外国人について指紋押捺をすべて撤廃してほかのかわり得る手段をとったのではなくて、ここで指紋押捺義務を一部残した改正になっているわけですが、この点について、この趣旨、目的というものはもちろん法務省が考えられることなんでしょうけれども、こういうふうに残したというところについてどのような理解を現在外務省それから自治省、警察庁の方々はしておられるか、それをお聞かせください。

○宮下説明員 従来は一年以上滞在するすべての外国人に指紋押捺義務は課されているわけでございまして、今次改正案におきましては、我が国に家族とともに長期間居住し、我が国への定着性を深めている永住者及び特別永住者について、同一人性の確認手段として、指紋押捺にかえて、写真、署名、家族事項の登録を採用するということが主眼でございます。これについては、外務省としては合理的なものであると評価しております。

○芳山説明員 外国人登録法に関する事務は法務省で所管しております、そのあり方は所管省である法務省において検討されるものと思えます。今回の改正において、外国人登録の正確性を維持するため、同一人性の確認のために、永住者等

について指紋押捺にかえて写真、署名、家族事項の記載等を行うこととしておられるということでございます。そういう理解をしております。

○奥村説明員 先ほどの御質問と同じく、基本的には法務省の所管でございますが、当庁の考えをあえて申し上げますと、登録の正確性を保つためには人物の同一人性を特定することが必要でありまして、指紋による人物特定が最も確実な方法であると承知しております。定住性の高い永住者や特別永住者と異なりまして、長期滞在者につきましては、写真、署名、家族事項の登録を複合的に組み合わせました人物特定手段が必ずしも有効に機能しないため、従前どおり指紋押捺義務が残されることになったというふうに理解をしております。

○鈴木重委員 少しばらばらと違うお答えが出てきましたけれども、法務省の考え方に、外務省の場合には合理的だと評価をしている。合理的にしているのは、結局、指紋押捺というものの義務を外して、それにかわり得る合理的な手段というものをお考えたというところを評価されているのだと思うのですけれども、指紋押捺義務のまだ残されている人が外国人の中にあるという、しかもそれは短期の滞在者ではなくて、一年以上のかかり長期にわたって、中長期に滞在する日本にいる人たちが指紋押捺義務を残されている。この点について外務省はどのようにお考えでしょうか。

○宮下説明員 先ほど申し上げましたように、今次改正案は、永住資格を有する者という客観的基準により指紋押捺義務の廃止範囲を定めたものである、したがって、国籍等の出身地により外国人の間に差別を設けるものではない、こういう点で我々としては評価しているところでございます。

指紋押捺制度自体をどの範囲にするかということにつきましては、これは同一人性の確認手段ということでございますので、そういうことから、指紋の効果といえますかそういうことも考えなければならぬのだらうというふうに考えております。

す。ただし、先ほども言いましたように、日本に家族とともに長期間居住している永住者につきましては、指紋にかえて写真、署名、家族事項によって同一人性を確認することが合理的だというふうな考えをしております。

○鈴木重委員 ここでずっと議論していくと、この議論だけでずっと各省庁やっていますと長くなりますのでこの辺でも一度法務省に戻ります。こうした今回の改正の趣旨、目的については前回のときにも随分伺ったのですけれども、これまでの政府、法務省の態度というものと今回の改正、それから指紋押捺制度についての理解のされ方というものの差異があるのでしょうか、ないのでしようか。

○高橋政府委員 何のために指紋押捺制度を保持していたかというのは、この外国人登録法に言う「目的」を達成するために必要な同一人性確認の手段として何が一番有効であるかということが一番問題だったわけでございます。

それで、指紋押捺制度というものがやはり一番正確であるということでも今まで維持してきたわけでございますけれども、しかしもしそれにかわるものがあればより心理的抑圧感がないものにかえていった方がいいのではないかと、この前の法務委員会において附帯決議が出てきた経緯もございまして、また日韓の話し合いも、そういうところから指紋押捺にかえるものがあつたらそれを開発してほしいという要望があつた、そういうことを踏まえまして、私たちとしては何か指紋押捺にかわるいい制度がないか、システムがないかということをお考えをまいりました。それで、写真と署名と一定の家族事項、この三つの複合的手段で心理的な圧迫感を感じる指紋押捺にかえられるという結論を得ましたので、これを導入して指紋押捺制度にかえようということにしたわけでございます。

ただ、私たちが開発したこの三つの手段は、写真も格段の技術的な進歩を遂げておりますし、署名というブラクティクスも、アジアにおいても日本においてもだんだん確立してきておりますけれども、まだそれだけでは指紋にかわるものではないということ、一定の家族事項というものを加えれば正確度もっと上がる。それで、永住者あるいは特別永住者、特に特別永住者の方々は戦前から日本におられる方及びその子孫でございますので、一定の家族事項を入れれば心理的な抑圧効果のある指紋押捺にかえることができるのじゃないかということ、こういう今回の改正に至った次第でございます。しかし、ほかの、永住者以外の人については、指紋にかわるほどの正確な同一人性確認手段にはまだなり得ないということで、今回は永住者に限ったということでございます。

○鈴木重委員 それは私の方も重々伺ってわかつておるのです。前の改正のとき、昭和六十二年のときの法務省の見解としては、この指紋押捺制度が同一人性の確認ということでは一番いい方法である。これを採用しているということについての見解という面では、そのときには今とは違いました。永住者それから非永住者についても、もちろん一年未満の人は別ですけども、すべてに指紋押捺制度というものがあつたわけでございまして、そのところの分での指紋押捺制度の意義については、前と現在とはその制度の趣旨、目的は変わっていないという前提でお話しになったのだと思えます。もし違っていたら、後でまた訂正してください。

そういうことであるとすると、前の国会のとき、昭和六十二年九月四日に開かれた法務委員会の中で、当時の入管局長でいらつした小林さんの説明を讀んでみますと、そこで、どうして今の局長の言われたような差が、三点セットで非常に心理的な反発や抑圧を和らげる手段を開発したのだ、三点セットでしたのだ、そしてそれは永住者とか特別永住者だけに關してで上がったのだ、それしかできないのだ、その区別をすることに合理性があるのだというお話をされたわけですが、でも、そのときの入管局長の話では、この二つを

によって直接解決しようとするものではないと思います。不法残留の問題とか不法就労の問題は、外国人登録法の改正とかこういうことではなくて、別途行わなければならないことであるというふう
に認識しておるところでございます。

○鈴木書記委員 この問題について、それが正確でないというふうに言われるのであれば——いや、それはちよつと違うと思うのですね。私は、それについて、やはり言われた方から趣旨弁明を聞いた方がはつきりするだろうと思うのです。そして、そのことについて法務省の方では、そういう意思で言ったんじゃないんだということであれば、またそれは違つたとらえ方だということ

であれば、それはそういうふうなことでまた弁明をしていただきたいと思いますが、きちんとして政府に言って交渉して、その場合で政府側の対応として言われたことが正確に伝わっていないとすれば、これはまた重大な問題だと思うのですが、これについては山崎登録課長、いかがですか。

○山崎説明員 担当課長としてまして、各種の団体、要請される方、また陳情等多数の方に毎日のように会っておりますから、具体的にどのような時点でそのようなことを述べたかということは今の時

点では私自身も記憶にしっかりと明らかなではございませんが、議論の中で、不法残留者や不法就労者が多い中で、指紋押捺を廃止するというのは問題があるという意見がいろいろなところでもあるというところを、そのような説明を行ったということはあるたかもしれません。

ただ、それが一つの背景事情としてはあるのですが、今回の制度の改正で永住者と非永住者との間の区別をしたのは、今回開発されました三つの手段というところがどういう対象者に働くかという合理的な考えに基づいて行われたものという説明も同時に行っているはずでございます。

○鈴木(喜)委員 これは、そういうた形で言われたところ、法務省の見解として述べたものではないとするならば、そういういろいろな意見がある、いろいろな意見があることだけを客観的

に述べたというのだったら、これはおかしいと思うのです。それをあたかも法務省が入れた形で、だからそこに残すのだという議論のために、その一つの論証のために挙げたのでなければ、そういうことを挙げる意味がないと思うのです。こういった形で、その言っているのは、ちょうどさっき局長が言われたようなことは衣である、その下からよろいが先ほどの形でよろよろと出てきたり、不法残留、不法就労のことが出てきたり、犯罪抑止の問題が出てきたり、犯罪の捜査の問題が出てきたり、そういうことが何となく見え隠れする、こころあたりが非常に不明朗だし、この問題についての一番本質的な部分じゃないかというふうに私は思うわけです。

こういうことについてこれからまた聞かなければならないのですが、この当時の、同じときの話の中で、もう一つあるのです。

一つ、これはいいことを言われている部分があると思うのですが、この押捺制度が残るんだ、しかし今回の措置は人権的な面から、歴史的な経緯を持つ人たちの定着性というものを考えていったんだということを言われている。この人権的な面というのは非常に、先ほど局長は人の心を抑圧するとかそういう言葉でおっしゃっているわけですが、これももう少し少し私たちが考えているような言葉に置き直して考えれば、やはりその人の人権、内心の問題を、ずかずか踏み込まないで、その部分に思いやったという意味で人権的な面からの今回の措置である、こういうふうなことをおっしゃったとすれば、これはまた、この会見の記録の中では唯一評価をできる部分じゃないかというふうに私思うのです。

それと同時に、もう一つ、この会見の中では、法務省だけではなく関係各省庁や国会議員等の理解がなくちゃならないし、これから先、社会の動きにつれてこれからの問題として非常に改善の余地があることだというふうな言い方もされているので、この点についても一度局長ないし山崎課長でも結構でございますから、お話をいただ

きたいと思っています。

○高橋政府委員 せっかく先生に褒めていただいたのにまた否定するのは大変心苦しいのですが、この法案を改正した動機が、人権的な観点で、今までこれは人権の配慮に欠けていたから改正するということではございません。ただし、この指紋押捺制度についていろいろな人がいろいろな意見を言っていて、それから指紋押捺を拒否されている方があるということは、私は先ほど心理的抑圧要因と申し上げましたけれども、これが人権問題だと考えておられる方がおるということも事実でございます。私たちがこれによって人権を侵害していると思っておりますけれども、いろいろな心理的に負担に感じている方がたくさんおられるわけですから、そういう負担のあるようなシステムにかえることができればもっといいシステムにした方がいんじゃないかという観点から、それと附帯決議とか日韓覚書とかございまして、そういう観点からもこの改正案を作成したということはいえるかと思えます。

○鈴木(喜)委員 その点についておっしゃる立場もわかるし、そうおっしゃるその気持ちの裏もわかるような気はしますけれども、人権を守る法務省なんです。もう少しおらかな気持ちで、人権を守るためにやっただ、まだそこまではいかない段階だけれどもということをやったのだと、高橋局長の株も、法務省の株も、大臣の株も非常に上がるんじゃないかというふうに私は思うわけなんですけれども、よろしくその点も、今からでも遅くありませんから、ぜひ御答弁をいただきたいというふうに思います。

先ほどのお話の中で一つだけ、不法残留、オーパスティの問題があるのですが、指紋押捺というものがオーパスティの防止になりなんなり役立つというところは実際問題あると法務省はお考えなんでしょうか、どうでしょうか。

○本間政府委員 指紋押捺制度があれば不法滞在者が減るとかいう、そういう直接的な効果というのはまずないだろうと思います。

ただ、現実には不法滞在者がたくさんおられるという事実も否定しようもございません。外国人登録法の目的もそうでございますし入管法の目的もそうでございますけれども、やはり外国人の公正な管理というのを目指して運用されるべきでございますから、そういう意味でこの指紋押捺制度というのが公正な管理に資するがゆえに今度も存続をしようとするわけでございまして、今言った、ある人がある人であるということを厳密に特定しなければいけないような現状というのは、やはり不法滞在者がたくさんいるという現状と全く無関係ではないだろうと思います。したがって、ある人が、不法滞在者が適法な滞在者に成りかわるという事態、そういうものを防止するというために、どうしても同一人性確認の手段を持つてなければならぬということになるわけでありまして、不法滞在者が多ければ多いほどその同一人性確認の手段の有効性というものを確保していくことがより重要になってくるという関係にあるのではないだろうかと思います。

先生の御質問は、不法滞在者をこれによって少なくできるかどうかという観点での御質問だとすれば、これ自体で直ちにというわけじゃございませんけれども、不法滞在者であるかどうかを見抜くための手段としては、やはり同一人性確認手段はより確実なものが望ましいだろうというふうなことで関連が出てくるかなと思います。

○鈴木(喜)委員 今のオーパスティのそのものに直接は役に立たないというその中でも、ただ単に同一人性確認の、成りかわる人についてその確認のためだけに、今一番落ちついてこの日本の社会の中で長期に滞在して経済活動も行いそして住まっている人たちに指紋押捺、先ほど法務省のお言葉をかりれば、やはり心の中にいろいろな圧迫や抑圧やそうした反発感を持たせて、心をざらつかせながら指紋を押捺している人たちにそれだけのことをするだけのことがあるか。代替手段、せっかく懸命に考えていただいた法務省の形をそこまでするという自身にもう一つ英断を持って

やっていただきたい、そういう法案を今回出していただきたかったと心から思うわけです。

そして、今のお答えの中で、だから指紋を残さなければならぬという本当の具体的な正確な理由、合理的な理由というものは幾ら伺ってもないような気がいたします。そしてそのときに、同一人の、本人確認を必要とする場合というのを具体例の中でどういう場合かと、道を歩いている人に一々成りかわるか、成りかわるか聞いて歩くわけじゃありませんから、一体どういう場合に成りかわったか成りかわらないかということを調べるかということが問題になると思うのです。

地方自治体から、または入管から、もう一つ警察からの指紋原紙の照会の件数について伺いたいと思うのですけれども、切りかえどきの確認は、これは押捺制度がある限りあるわけですからそれは別として、自治体と入管、警察、それぞれについて件数が、データが出てくるようだったらお知らせいただきたいと思います。

○山崎説明員 過去五年間の警察等捜査機関からの外国人の同一人性確認のために必要であるとして照会のあった件数は、昭和六十二年が十一件、昭和六十三年が二十件、平成元年が十三件、平成二年が一件、平成三年が十一件でございます。

また、過去五年間、地方自治体から、外国人自身から登録事項の訂正の申し立てがなされまして、氏名、生年月日のいずれかが登録原紙の記載と著しく相違し、これを訂正することによって表面上全く別人のようになってしまったため、自治体限りでは訂正ができないうとして法務省に訂正の可否につきまして照会のあった件数は、昭和六十二年五百六十九件、昭和六十三年六百五十六件、平成元年七百六十六件、平成二年六百六十六件、平成三年四百五十二件というようになっております。

○奥村説明員 警察から法務省への指紋原紙に関する照会でございますが、過去五年間の正確な統計をとっておりませんが、昨年それからことしについてのみお答え申し上げますと、平成三年中は三件、それから本年に入りまして一件ござい

ます。

○鈴木(書)委員 ありがとうございます。

それでは、引き続き外国人の犯罪について伺いたいのですが、統計を法務省でとっておられるかなんですが、一年未満の在留の外国人の犯罪、定住者、非定住者それぞれ分けて、犯罪の発生件数、逮捕、勾留等わかりましたら教えてください。

○本間政府委員 先生の御質問、先ほど仙谷先生の方からも同種の御質問をちょうだいいたしましたので、その際に御説明申し上げたわけでございますが、外国人犯罪の統計の中で在留資格別あるいは犯罪までの在留日数ですか、そういう統計については正式のものは公表その他でないわけでございますけれども、特に平成三年の一月から六月までに全国の検察庁で受理した外国人の被疑者のうち約三千名分につきましては調査したものがございまして、これによりまして、在留資格別というのはまだ調査ができておりませんが、上陸後罪を犯すまでの期間別に見ますと、まず入国後三カ月以内に罪を犯した者が約三百二十人で全体の約一一％、次に三カ月を超え一年以内に罪を犯した者が約二百五十人で全体の約八％、それから一年を超える者は約六百六十人で全体の約二二％、永住者等は約千七百七十人で全体の約五九％、こういう結果が出ております。

○鈴木(書)委員 今の結果というのはちょっと不思議な結果で、入国してから年数のみのものが出てくるわけ、要するに在留資格がどうであるとかいうことについては出ていないということなわけですね。ちょっとまだわからないところがあるわけですか。

○本間政府委員 先ほど御説明しましたとおり、まだ調査結果が出ていないということでございます。個々のものについて一つ一つ当たっていかないとわからないものですから、時間がかかります。

○鈴木(書)委員 そういふふうにはその結果についてもまだわかっていない部分が多くて、それをどう

うこう云々することができない状況であること、それからまた今回の改正というのが犯罪そのものの捜査とか防止とかいうことと直接関係のあるものでないという法務省の見解からいうと、こういうものについて詳しいデータに基づくことなく今回の改正ができたのだというお話になるのじやないかと思うのですけれども、しかしそれはちょっと違うと思うのです。そういふことであっても、公正な管理というふうにおっしゃるその中身について実態を把握されるということは何事によらず必要なことであるし、それをまた踏まえた上で法の改正でなければ、全体についても非常に説得力のない改正の理由になってしまうと思ひます。

時間がなくなりまして、これ以上なかなかできないのですが、一つだけ、職務質問その他において指紋の照合の可能性というのが一体どういうところにあるのだろうか。仮に何かで誰何されて、外国人登録証みたいなものを提示が求められる場面というものが職務質問の場合にはあるのだろうか。この間たしかどなたか、委員の方からの質問のときに、そういった形で職務質問があつて外国人登録証の提示が求められた、求められた段階では指紋の照合というのは全然ないわけでしょうから、全くそこまではわからないわけ、こういった職務質問と外国人登録証の関係というのは一体どういふふうになつてくるのだろうか。仮にこの職務質問の場面で免許証やパスポートを持っていたという場合にも、これは外国人登録証がないということの現行犯に今もなされていくということはないのだろうか、その点について一点だけ伺いたいと思ひます。

○奥村説明員 一般に職務質問の場合でございますが、本人の申し立て事項とそれから登録証明書、記載事項とが一致しているかどうか、また登録証明書の写真と所持員の顔、風貌が一致しているかどうか等によりまして同一人性を確認しているところでございます。しかし、本人の申し立て事項とそうした証明書の記載事項が一致しない場

合、あるいは登録証明書に貼付をされました写真と所持員の顔形が似ていない場合、それから登録証明書に偽変造の跡が見られる場合などにおきましては、やはり人物の同一人性に疑いが出てまいりますので、そうした場合には、本人の同意を得た上で指紋を押してもらひまして、登録証明書に表示されている指紋との照合を行つて同一人性を確認するということがございます。

○鈴木(書)委員 そういふふうなことになりますと、私は、この外国人登録証においても、もしそういうことがあるとしても、一見見て写真の方が同一人性をばつと確認するには、変造の跡があるかないか、一々言つていくことの同一性があるかないかという点について、巧妙に成り済ます人であればあるほどばれていかないというように簡便だし、今もおっしゃつたように貼付されている写真等によつての同一人性の確認もされていくということなんでも、もし公正なそうした形での同一人性の確認ということであるならば、これから先やはりその写真という方向で代替し得る手段を全体的にとつていつていただきたいと思ひます。

時間がなくなりますので、もっとやりたいところだけれどもしょうがない。

私のところにもいろいろな方から、今回のこの法改正についてのたくさんさんの陳情や要請がなされております。大臣、最後に伺いたいと思ひます。

ちょうどこの法案が出るというときには、一カ月ぐらゐの間に私のところに本当にたくさんのはがき等による、この場合に全部、この指紋押捺制度というものを廃止してほしいというふうな訴えがありました。また各種の団体、個人の方々も、四百ぐらゐの団体からそういったこと、要するにこの指紋押捺制度を廃止してほしいということの要求が束になつて私のところにもありまして、これは外国人の方もそれから日本人の方も両方とも含めて、いろいろな形でそういった要請

があるわけですね。特にこの指紋押捺制度については、ブライバシーの問題も絡んでくる問題として、まだ日本に残つていてということ自身が恥ずかしい問題であるというふうな内容のことも非常にたくさん寄せられています。

こういった情勢を踏まえて、大臣、今後この問題についてどのような形をお考えか、御所信を伺いたいと思ひます。

○田原国務大臣 現時点では、今、法案を提出しているさなかで、御審議いただいているわけでございますから、一応これでお認めいただけることを大変希望いたしますが、ただ、これからどんな世の中変わっていくと思ひます。外国の方もたくさん来るし、多様化してくると思ひますし、それに対応していくことを考えなければいかぬということ、その他物の考え方も変わってくるでしょうし、それから技術も進んできて、指紋押捺に代替する今の三点セットより以上のものが、もっと精巧なものも考えられるおそれもありますから、おそれというか、おそれじゃなくて、言葉が悪うございました、あれもありました、そういうときには対応できるような気持ちで、法案提出の所管省として十分慎重にやつていきたいと思ひます。

○鈴木(書)委員 どうもありがとうございます。

これで終わります。

○浜田委員長 草川昭三君。

○草川委員 公明党・国民会議の草川であります。お許しを得て、外国人登録法の一部を改正する法律案の質問をさせていただきます。

まず、法務省にお伺いをいたしますが、外国人登録法改正案が上程されるに至つた経緯というものを簡潔にお伺いしたいと思ひます。

○高橋政府委員 外国人登録法改正、今回の改正案の提出に至る経緯について御説明申し上げます。

指紋押捺制度を含みます外国人登録制度につきましては、昭和六十二年、第百九回国会における

外国人登録法一部改正法案審議に際しまして附帯決議がされておりました。また平成三年一月十日に当時の海部総理の訪韓に際して、日韓両国外相の署名した覚書におきまして、在日韓国人について指紋押捺を行わないこととする政府方針を明らかにしていることなどを踏まえまして、指紋押捺にかかわる同一人性確認手段の研究開発を進めてきたところ、永住者及び特別永住者につきましては、写真、署名及び一定の家族事項の登録をもって指紋押捺にかえ得るという結論に達したため、外国人登録法の一部を改正することといたしまして、今この改正案を御提出したところでございます。

○草川委員　そこで、外務省にお伺いをいたしますけれども、今法務省の答弁の中にもありました、韓国政府との協議あるいはまたその中の覚書等もあり、こういうことから改正案が提出された、こういうことを言っておりますが、外務省は韓国政府との件についてどのような話し合いをされたのか、これまたお伺いをしたいと思います。

○武藤説明員　お答え申し上げます。

昭和六十三年十二月より、韓国との間におきまして、在日韓国人の法的地位協定第二條第一項に基づきます在日韓国人三世協議を開始いたしました。そして、平成二年四月の日韓外相定期協議、同年五月の盧泰愚大統領訪日、同年十一月の日韓定期閣僚会議等の機会に協議を重ねてまいりました。こうした累次の協議を踏まえまして、昨年一月の海部総理訪韓の際に、日韓外相間で覚書に署名いたしました。三世協議を決着させたわけでございます。外国人登録法の関係では、我が国として、二年以内に指紋押捺にかかわる措置を実施できるように所要の改正法案を次期通常国会に提出するために最大限努力すること等の方針を覚書の中で表明いたしました。

この覚書のフォローアップでございますけれども、昨年十二月六日に東京で日韓局長級協議を開催いたしました。覚書の実施状況についてフォローアップを行いました。この席上、外国人

登録法関係につきましては、我が方より、在日韓国人に対する指紋押捺を来年一月までに行わないことができるよう所要の改正法案を本年一月召集の本通常国会に提出するために努力中であり、指紋押捺にかかわる手段として、写真、署名及び家族事項の登録等を検討していること、及び外国人登録証の携帯につきましては、極めて常識的、弾力的に運用していることを説明いたしました。これに對しまして、韓国側より、指紋押捺にかかわる方法、在日韓国人の差別感を取り除くために役立つ等、コメントがございました。

○草川委員　在日韓国人の方々の差別感をなくするというコメントが出たということは、この法律については韓国政府の方は、一応了解という言葉はおかしいのでございますけれども、日本政府の努力を多とする、こういうように受けとめていいかどうか、お伺いしたいと思います。

○武藤説明員　私どもの改正の趣旨等につきましては御理解いただき、評価をいただいているというふうに考えております。

○草川委員　私がなぜこの質問をしたかといふのは、昨年の入管特例法の制定があったわけでございますが、そのことに關して、これはひとつ両国の反省ということも含めて問題提起をこの際したいと思うのです。ぜひこれは法務大臣よく聞いておいていただいて、最後にコメントを賜りたいわけでございます。昨年制定されました入管特例法でございますが、これは私自身も日韓議員連盟の一員でございます。運営委員をやっております。何回か韓国の国会議員ともお話をしました。また、その都度法務大臣あるいはそのときの入管局長あるいはまた外務省の関係者の方々と、この入管特例法のことについて議論をしたわけでございます。しかし、その結果が非常に問題があるということをお願いしたいわけでございます。

それは、いわゆる永住権を持ったところの在日韓国人の方々の再入国問題なんです。昨年のこの入管特例法は、従来在日韓国人の方々が外国へ行った場合に、もう一度日本に戻ってくるという

のは一年間という制限があったわけですよ。それで、いろいろな事情があるならば、現地の日本大使館に行つてプラス一年の許可をとりなさい、計二年ということだったと思うのです。それを我々の方も、関係諸団体、たくさんありますから御意見を聞いて、少なくともこれは五年にしてみたいというふうな話があったのです。そこで、いろいろな議論をしたわけでございますけれども、結果は四年プラス一年ということになりました。大変これは成果があったというふうに私も思っております。しかし、現状はどうなっておりますのかという話をしたいのです。

そこで、外務省にお伺いをいたしますが、韓国における旅券法というのはどういうことになっているのか、あるいは韓国の旅券法施行令というのがありますし、同じく同施行規則というのがあります。そちらの方はこの旅券法の有効期間というのですか、韓国の国民の持つところの旅券の有効期間はどのような取り扱いになっておるかということを外務省からお伺いしたいと思うのです。

○武藤説明員　お答え申し上げます。

韓国の旅券法におきましては、旅券の有効期間は施行令の定めるところに委任されております。これは旅券法の第十五条の規定でございます。在日韓国人に発給される居住目的の旅券につきましては、有効期間五年の数次旅券でございます。これは旅券法施行規則第八條第二号に基づくものでございます。

居住目的で発給される有効期間五年の数次旅券の所持者が韓国に再入国後一年を超える期間滞在する場合には、旅券法施行令第六條第三項に基づきまして、原則として韓国国内滞在一年となる日に旅券の有効期間が満了することとなっております。ただ、旅券法施行規則第二十二條各号に定める者につきましては有効期間の延長が認められることとなっております。韓国政府の説明によりますと、在日韓国人は同條第六号、つまり「六十歳以上の者」または第七号「その他人道的に相当な事由があると外務部長官が認める者」に該当す

るものとしては問題なく有効期間の延長が認められることになっていくというふうに承知しております。ただし、これは自動的に延長されるということではなくて、有効期間満了前に本人が申請しなければならぬために、その手続を怠った場合には旅券が失効することとなります。

他方、韓国政府は、この点につきまして注意喚起を行いますために、一九九一年六月十七日に旅券法施行規則を改正いたしました。第八條の「一般旅券」のところでございますけれども、第二項に「第一項の規定による一般旅券中海外居住者に対する居住旅券は、他の一般旅券と区分して発給する」ということになっております。旅券に留意事項を定めるようにしております。居住目的の一般旅券について、かかる旅券所持者が韓国に入国後一年経過する前に旅券の有効期間が満了しないために手続をしなければならぬということをこの留意事項で明記しております。さらに、旅券発給時にこの留意事項に関するパンフレットを配布する措置もとっているというふうに承知しております。

○草川委員　大変長い御答弁がございましたが、実態は、実はそうじゃないんです。今も外務省の方から答弁がありますが、漏れている点があるんです。

要するに、わかりやすい言い方をすれば、在日韓国人の方々が韓国、母国を訪問する。これは二世でも三世でもいいんですが、それで、これは従来の話なんです。一年たったわけですから、一年たちましたので、当然再入国の期限が切れた。そこで、韓国の外務部へ相談に行ったわけですね。韓国の外務部に相談に行ったら、それは日本大使館に行きなさい、さらに一年延長になるよ、こう外務部に言われたわけですね。それで日本大使館に行つたわけですね。当然日本は、一年プラス一年ですから、一年よろしいということだ計二年の滞在というんですか、日本の再入国の有効期間を延長していただいたわけですね。それで、本人は一年何カ月目、約二年目に日本に戻ろうとし

たわけです。日本に帰ろうとして大韓航空の予約もし、荷物も全部積んでソウルの金浦空港へ行ったら、金浦空港のイミグレーションすなわち出入国管理官から、あなたの旅券は失効しました、先ほど一番最初に言われた、一年超えたから失効だ、こう言うわけです。大変なことですね。

いや、そんなことはない、日本政府の二年の再入国の期間も得ているんだということで、飛行機は出発が三十分か四十分おくれしてしまつたわけですよ。大騒ぎになった。それで、KALの飛行機の旅客担当係員も、日本政府の再入国の期間が一年プラスアルファで判つてあるからいいじゃないかということで大変な議論をしたら、その入管の中でいろいろな議論があつたようですが、とにかく出国禁止、本人は旅券失効したわけですから、そこで、本人はどうなつたかという、やむを得ず韓国に残つたわけですよ、旅券が失効しちゃつたわけですから。まさしく韓国人ですから。本人は三世ですから韓国語もしゃべれないわけですよ。大騒ぎになったわけですよ。実はその本人は兵役にもとられたんですよ。それで、奥さんとか家族の面倒で一年か二年たちまして、生活の基盤というのは日本ですから、そこでその本人は、再入国ではなくて、今度は一般の旅券をもらつて観光ビザで日本に入国してきたわけですよ。

そこで、これは名古屋の人ですけれども、名古屋の出入国管理官が大変親切な人で、どうしたんだこれはというので、改めて一回申請をし直したらどうだろうということで、とにかく本人は名古屋に來たわけですよ、愛知県の春日井市なんです。そこで実はいろいろな関係者に相談したわけですよ。そんなばかなことないじゃないかとみんなびっくりして、おまえ何か韓国で悪いことやつたんじゃないか、だから旅券が失効したんじゃないかと。いや、そうじゃない、まじめに仕事でいろいろなことをやっていたんだ、ところがだめだという話で、その相談が実は私のところへ持ち込まれたわけですよ。

て、関係者に、実は昨年入管法が改正されて、四年プラス一年になったんだ、皆さん喜んでくれ、こうしゃべっている最中にその話が出てきたわけですよ。私はこれは実は大変恥かしい思いをして、そんなばかなことはない、何かあなた悪いことをやつたんだらう、いや、そんなことないと言うので、それから私がこの韓国の旅券法の附則等を私なりにいろいろと勉強させていただいたら、やはり聞いてみると、六十歳以上の者だとかあるいは韓国の国内に一年以上在留が認められる配偶者がいるとか、あるいは国外に三年以上居住したんだけれどもアメリカ・ドル十ドル相当を韓国の国内に投資をした人あるいはそれと同一の生計を営む者は一年ではなくてプラスアルファでいいですよ、こういうことになっておるわけですよ。ですから、せっかくお互いに努力をして入管法改正をし、再入国は四年プラス一年だ、これは大変な成果じゃないかといつて私も韓国の国会議員にも申し上げた、御苦労さんと言われた、ところが實際上は依然として一年で失効だというのが向こうに残つておるわけですよ。

そういうことについては入管の担当者の方々も御存じだと思うので、これは私だけがしゃべつておつてもいけませんから、法務省は、私が申し上げたことをどの程度承知してみえるかお答えを願いたい、こう思います。

○本間政府委員 実は、草川先生がそのお話をされた最初のころに私も先生から直接そのお話をいただいたきまして、私もむしろびっくりして、そういうことになったのかというところが改めてわかつたような次第でございまして、例の入管特例法の立案、審議の過程を通じて、私も、その韓国の法制というものがどうなつていいたかということとは、正直に申し上げて承知していませんでした。○草川委員 それで、私先週たまたま韓国の国民の代表委員にお会いすることができましたので、会つてまいりまして、その際、日本大使館の方にも念のために、その旅券法の改正についてその後どうか、こういう問い合わせをしましたら、韓国

の旅券法は、旅券発給に際する事前教育が廃止されたのみで、根本的な改正事実はありませんという御答弁でございました。

でございますから、私はこれは韓国の国会議員の方にもお話をしました。韓国の国会議員の方々もそれは大変恥かしい話なので対処をしようということを言つてお見えになりましたが、結局向こう側にしてみると、在日韓国人の方がなぜ一年以上おるのですかという素朴な質問があるのです。当然往來の自由があるはずだからしているはずですよ。一年以上おるといふのはよほどのレアケースですよ。留学生は留学生で別扱いです、あるいはお金を出して投資をするという方も別扱いです。でございますから、一般の在日韓国人の方々が母国を訪問する場合に、四年になりましたが、理由があつたら今年プラス一年で五年になったぞということは全く意味のないことなのです。

これは大変失礼だけれども、私どもにも責任があると思うのです、実際日韓議員連盟で交渉してきたわけですから、何を交渉してきたのだ。それから、法務省も何回か往復して、これは大臣、名前を挙げて大変恐縮ですが、日韓議員連盟で幹事を長をやっているのは加藤六月さん、当時政審会長でした。それで加藤さん自身が私に、これは清水の舞台から飛びおりた決意で私は決断をしたのだと。本来、法務省は三年ぐらいと言つていたので、それをプラス一年で四年にしたのだ、これは清水の舞台から飛びおりたのだと言っているから、先生こういう話ですぞと言つたら、何ともおっしゃいませんでしたけれども。

実は、日韓の交渉というのは非常に難しい交渉をしておみえになる。本当に我々も頭を下げる。我々も十分承知をしておる。ところが、実際に現場で、現場というよりは国民というか、生活をしてみえる皆さんに喜んでもらえる交渉をしないと意味がないわけですよ、これは。外務省も何を調べておつたのですかと言いたい、法務省も何を調べておつたと言いたい。相手側の韓国の入管局も何を言つていたのですか。

要するに、観念的なところで、三を五にしろとか、四はだめだとか、五にしろとかそれだけで、数字というのですか言葉がひとり歩きをしておるわけですから、実際は韓国の旅券法を改正してもらわなければだめなのです、これは。そういう交渉を本当にやつていただけるのかどうか。もちろん在日韓国人の方はアメリカに行つたときには喜びますね。今までは一年プラス一年であつたのが四年プラス一年になったわけですから、これは大いにメリットがあると思うのです。本当に喜んでいただいていると思う。しかし、母国訪問でこういう事実というのがあつたわけですから、これは私自身が非常に恥づかしかったのです。しかも、本人は、四年プラス一年になる前で、一年プラス一年で、日本に帰れなくて向こうで兵役にも参加をするという大変な苦痛を受けたわけですよ。

実はそういう方々の声を国会に反映しなければいかぬわけですから、私はきょうのお時間をいただいてどうしてこういう実例があるということをお願い申し上げて、それからこれは法務省にもお願いをしなければいかぬわけですが、その本人は、入管の親切な対応もこれであり、とりあえず永住というか短期のビザを延長していただいて三年の滞在が認められておるわけですが、もともと永住権を持つていたわけですから、永住権をいずれもとへ戻すというのですか、改めてそういう許可を与えてほしいと思うのです。この点についてもう一度外務省と法務省の御意見を聞かしていただきたいと思ひます。

○武藤説明員 お答え申し上げます。

韓国の国内法上、在日韓国人の滞在がいかに扱われるかという問題は、具体的には在日韓国人の旅券がどういふふうに取り扱われているかといった問題は、第一義的には韓国の国内問題でございします。また、韓国側の説明でも、在日韓国人の旅券の有効期間の延長ははば問題なく行われているというふうの説明を聞いております。

は、これは基本的には韓国の国内問題でござい
ますし、我々としてもできることには限度がある
と思ひますけれども、そういった具体的な問題に即
してどういふことができるか検討していきたいと
いうように考えております。

○草川委員 ぜひこれは、一番最初に外務省にも
質問をしたように日韓の間で話し合いが行われた
わけですが、現状は実はそうではなかったよ、現
状のその旅券法というのは残つておるわけです
から、確かにそれをこちらから直せという失礼なこ
とは言えないと思ひますが、向こう側にもこれは
過ちは過ちとしてはつきり言つてもいいと思ひ
ます。それは何もおかしい話じゃない。そう
いうことを申し上げないと在日韓国人の方々にも
喜んでもらえないことになると思ひます。

何回か申し上げますが、アメリカへ行く場合は
いいということでありましてそれはそれでいい
のですが、母国訪問ということについて誤つた情
報を流して、旅券が失効するということなどは、
これはえらいことになります。これは何回か申し
上げますが、私は別に政府だけを批判するとい
うつもりはありません。我々もそういう交渉に参
加をしたわけですから、実質的には、だから、現
状を知らなくて、現状から遊離した日韓の交渉とい
うのをいかにしてもだめだ。これはひとつ非常に
貴重な反省としてこれから我々も話し合いをしな
いといけない、双方に喜んでいただけたい、こ
う思ふので、この点だけ強く外務省に申し上げて、
それから法務大臣として、入管についてどうい
う取り扱いがあった、そういう方々があるとするな
らばやはり再び永住権を与えていただくような十
分な配慮をお願いしたいと思ふので、大臣の見解
を求めたいと思ひます。

○田原国務大臣 ただいま草川先生の御質問と外
務省等事務当局の答弁を聞いておまして事情が
よくわかりましたが、ただ向こうの国内法を変え
ろということでは言えないのは御存じのとおりであ
ります。ただし私も近い将来、もう少し事情を
勉強させていただいて、そして対応の原則が働く

ような、外交上失礼に当たるようなものでなくて、
勉強して検討してまいりたいと思ひます。

○草川委員 勉強はいいですけれども、これはも
うくどくどと申し上げませんけれども、たしかあ
れは梶山先生が法務大臣のときでございました
し、入管局長も大変な苦勞をされた問題なんです
から、そこ、せっかく苦勞をされた成果というの
は、在日韓国人の方々にも喜んでもらわなければ
いかぬことだし、あるいはまた向こうにも了解
をしてもらわなければいけない。そういう外交交
渉の反省ということだけはきちっと受けとめてい
ただいて今後の運営も図っていただきたいという
ことを強く指摘をしておきたい、こういうように
思ひます。

それで、話を外国人登録法に戻したいと思ひま
すけれども、指紋捺捺の代替手段に用いられる顔
写真をカラー写真に限定せず、白黒も認めるとい
う報道がございましたけれども、それは事実かと
うか。あるいはまた、そうだとするならば経過を
お示し願ひたい、こう思ひます。

○山崎説明員 写真の規格につきましては、大き
さとか撮影日の期限等、法務省令に規定する予定
でございますが、その規定ぶりに関しましては、
写真の種類をカラーのみとするか、カラー、白黒
いずれも可とするかを含め、現在検討中でござい
ます。

○草川委員 現在検討中だということではござい
ますけれども、何かパスポートの写真にも関連を
するといふようなことが言われております。ちよ
つと外務省にお伺いをしますが、パスポートは今
白黒もカラーも含めておられるのかどうか、お伺い
したいと思ひます。

○久保田説明員 答え申し上げます。
現在、旅券に添付いたします所持人の写真につ
きましては、白黒、カラー、いずれでも結構で
ございます。

○草川委員 パスポートの方がカラーも白黒も両
方結構だ、こういうお話でございますから、法務
省の方にお伺いを申し上げますけれども、パスポートの

ことは念頭に置かなくても、人物の特定がどちら
の方がいいの、専門でございませぬのでわかり
ませんが、いいのではないかと申すので。ただ
いま検討中ということではございませぬが、方向と
してはどういふ方向になるのか、いま一度お伺い
したいと思ひます。

○山崎説明員 カラー写真の方が情報量が多いと
いう点では利便でございませぬが、他方写真が入手
しやすいという外国人の利便も考慮しなさいけ
ない。といひますのは、この写真を外国人が撮
る場合には日本人がパスポートをとるのと同じ場所
で撮るといふことも勘案しまして、今後そのあり
ようを検討したいということではございませぬ。

○草川委員 そうしますと、その登録の際の写真
というのは本人持参というように聞いております
が、それはどういふことになるのかお伺いします。

○山崎説明員 この写真につきましては、申請の
際に本人が提出するものでございませぬが、規格に
合っているものであれば、本人が写真店で撮影し
たものも認めることとなります。他方、写真撮影
を地方入国管理官署で行うことを予定してござい
ますが、これはその申請者本人による規格に合った
写真の入手、提出を容易にするためでございま
して、一般外国人は、在留期間の更新、許可申請な
どの手続を行うために地方入国管理官署に出頭す
るわけでございませぬが、その希望に応じまして写
真撮影をすることとして、これから外国人の利便を
図ろうというものでございませぬ。

○草川委員 だから、将来とも本人持参もオー
ケーなのか、本人持参でない場合は地方の入管に
設置したところの、そこで写真を撮ってもいいの
か、そこがはっきりしないといふかぬのじゃない
ですか。両方どちらでもいいですと申すことを
ずっと将来も続けるのですか、例えば将来は本人
持参はやめて入管に設置をしたところの写真専門
にするといふふうにするのか、もう一度お伺い
したいと思ひます。

○山崎説明員 私どもの出先でございませぬが地方入
国管理官署というのは、出張所も含めまして百カ

所ほどございませぬ。他方、外国人が申請手続を行
います市区町村の窓口というのは三千五百余カ所
でございませぬ。その利便というのを考えますと、
すべて地方入国管理官署で撮影するよりも、外国
人の方の中には近くのなれた写真店で写真を撮
つた上提出したいという方もおられるわけござい
ますから、その辺を勘案して検討していかなく
ばいけないということで、現時点では三千五百カ
所に写真撮影機をすべて設置するというのは予算
面、場所とか人員面で不可能でございませぬから、
当分の間は現在の方式で運用していくということ
を考えております。

○草川委員 わかりました。
では、その点はさておきまして、念のためにお
伺ひしますが、入管に設置をされた場合の写真は
有料になるのですか、無料ですか。

○山崎説明員 手数料は取らない方向で検討して
おります。

○草川委員 では次に、この問題も含めましてい
わゆる永住権を持った歴史的な経緯がある韓国・
朝鮮人の方々の取り扱いということを少しお伺い
したいわけでありませぬけれども、永住権を持った
在日韓国人が子供を産んだ場合、まずどのような
手続を自治体に行うのか、改めてこれは法務省か
らお伺ひしたいと思ひます。

○高橋政府委員 一般的に出生により本邦に在留
することとなる外国人は、入管法上、出生の日か
ら六十日を限り引き続き在留資格を有することな
く本邦に在留できますが、六十日を超えて本邦に
在留しようとするものは、出生の日から三十日以
内に法務省令で定めるところにより、法務大臣に
対して在留資格の取得の申請をしなければなら
ないことになっております。

それから、今お尋ねの特別永住者の子でござい
ますが、特別永住者の子として本邦で出生した者
につきましては、入管特例法の第四条において規
定するとおり、出生の日から六十日以内に居住地
の市区町村の事務所において特別永住者としての
許可の申請をしたときは、法務大臣はこれを許可

するものと定められているところでございます。
○草川委員　そこで、今度は文部省にお伺いをしますけれども、子供が小学校に入学をする適齢期になった場合の取り扱いというのはどういうことになるのか。

それから、ちょっと御了解を得ておきたいのですが、きょうは外務省とか厚生省とか郵政とかというたくさんの方に来ていただいておりますが、私の質問が終わりましたら、終わった方はどうぞ御退席ください。それは構いませんから。

○近藤説明員　お答えをいたします。

在日外国人の方につきましては就学義務が課されていなくてございまして、我が国の公立の小学校、あるいは中学校もそうですが、入学を希望する場合には、これを受け入れて日本人と同一の教育を受ける機会を保障しているところでございます。

具体的には、就学年齢に達しました在外日本人の子供でございますけれども、外国人登録原票に基づきましてデータを市町村の担当課が作成をいたします。そして、市町村の教育委員会におきまして在日外国人の保護者の方々に就学案内を発給いたしますし、それに基づきまして保護者の方々から入学申請手続をしていただく、それに基づきまして学齢簿に準じた帳簿を市町村の教育委員会において作成いたしまして、その後は、健康診断とかをいたしまして、入学期日でありますとか、入学をすべき学校がどこであるかといったような通知を保護者へお出しする、こういうことで取り扱っております。

○草川委員　現状はそうならないでしよう。もう一度お答えを願いたいと思います。

○委員長退席、田辺（左）委員長代理着席

○近藤説明員　在日外国人の方々の就学に関しまして、従来から一部の市町村におきましていわゆる就学案内が発給をされておったわけでございまして、一般の日本の子供の場合には就学義務が課せられておりますから、その就学義務の円滑な履行

を図るためにいわゆる就学通知というものをを出しておるわけでございますが、就学義務がない在外日本人の方々に対してはいわゆる就学案内というものを一部の市町村において出しておったわけでございます。

特に日韓三世協議の結果を踏まえまして、あのときの覚書では、「日本人と同様の教育機会を確保するため、保護者に対し就学案内を発給することについて全国的な指導を行うこととする。」というふうな決着をいたしておりますが、この結果を踏まえたわけでございまして、この結果を踏まえた

わけでございまして、平成三年の一月三十日付で初等中等教育局長の通知を出しまして、各都道府県教育委員会に對して、我が国の公立の小学校あるいは中学校へ入学を希望する在日韓国人が入学の機会を逸することがないよう、市町村教育委員会において、就学予定者に相当する年齢の在日韓国人の保護者に対していわゆる就学案内を発給するよう指導することとを求めたわけでございます。なお、この取り扱いには在日韓国人以外の外国人の方々につきましてもそれと準じた取り扱いをすること、こういうことで指導をしたわけでございます。

なお、都道府県教育委員会の担当の部課長会議を本年の一月の下旬に開いたわけでございまして、その場におきましてもこの旨を私どもの方から指導し、今その趣旨の徹底に努めているところでございます。

○草川委員　私一々細かいことは言いませんけれども、全国各市町村たくさんありますし、漏れたところもあるわけであります。そういう声も聞いておりますので、昨年一月三十日の通達を遵守されるようさらに一層の努力をぜひお願いしたいと思っております。あるいはまた、これはぜひ聞いておいていただきたいのでございますが、私立高校についても国籍条項をもつて、在日韓国人という言い方をしておりますが、実質的に在日韓

国・朝鮮人の子弟の方々の入学を拒否するといふ私立高校も現実にはございます。どうかそういうことのないように、文部省として一層の指導を願うことをお願いしたいと思います。

○田原国務大臣　お答えします。

在日韓国人の方々は、日本国籍を有する者として終戦前から引き続き日本に居住しておられるわけでございます。平和条約が発効して御自分たちの意思によることなく日本の国籍を離脱したという特別な歴史的経緯を有しておりますが、今後とも末永く我が国社会においてともに生活していく方々であることは認識しておりますし、法務省としてはこれらの方々の立場については十分配慮してき

たと思っておりますが、今後とも一層の配慮をしたい、こういうふうな考えをしております。そして、入管特例法によつて一般外国人よりも安定した法的地位を付与するなど、特段の配慮を今考えてきておるところであります。そういうことで、私は先生の

おっしゃる趣旨は全くよくわかりますので、そういうふうな指導してまいり、今後落ち度のないようにやってまいりたいと思っております。

○草川委員　外登法違反の問題は後に回しまして、今の延長線の話でございますが、郵政省に來ていただいておりますので、アマチュア無線局の免許資格が在日韓国人の方々に開放されるというふうな一部報道がございましたが、この件について現状はどのようなふうになっているのかお尋ねしたいと思ひます。

○鬼頭説明員　お答えいたします。

我が国に居住されます在日韓国人の方々の数は相当数に及んでおり、在日韓国人の方々にもアマチュア無線局の開設、運用を認めるよう、これまで関係各方面から要望が寄せられてきております。

このため私も郵政省といたしましては、一昨年七月に韓国の方の電波管理法が改正されましたが、これを機に同年、一昨年九月に日韓郵政事務レベル協議、こういふ場を通じまして、我が国の方から韓国の方に対し電波法、韓国側は電波管理法でございまして、これに基づくアマチュア無線局の相互運用取り決めの早期締結を提案いたし、その後事務レベルで調整を経まして、既に郵政省と韓国の通信部との間では基本的合意に至っております。

合意内容につきましては、韓国側の意向を踏まえまして外交ベースの口上書という形で確認する手続をとることとし、現在我が国の外務省と韓国の方との間で最終的な調整作業を進めている段階でございます。郵政省といたしましては、本取り決めに韓国間にとつて極めて重要である、そういう認識のもとに引き続きその早期実現に向けて対処してまいりたいというふうな考えをしております。

以上でございます。

○草川委員　これはぜひ進めていただきたいと思うので、これは私何回か申し上げておることで

ございますが、今度は、路線免許の資格を持つ在日韓国人のトラック運送業者というのはたくさんあるわけですね。おりますけれども、かかる業者の方々に無線局の免許を与えるということは大変困難だ、こう言われておりますが、どういう経過になっておるのか、これまたお尋ねしたいと思います。

○鬼頭説明員 我が国におきまして外国人が運送業を初めといたします業務用無線局を開設、運用するためには、電波法に規定いたします相互主義に基づきまして二国間の運用取り決めに締結する必要があると思いますが、これが現在のところ韓国との間では未締結であるため、在日韓国人に対しても免許付与ができない状況でございます。

郵政省といたしましては、本件の重要性にかんがみ、これにつきましても、先ほど申し上げました日韓郵政事務レベル協議等の場を通じて韓国側に対し相互運用取り決めの早期締結を強く働きかけてきているところでございます。現時点で、これに対し韓国側からは、韓国側の電波管理法の執行後間もないこともございまして、先ほど申し上げました我が国とのアマチュア無線の相互運用の実績を見た上で今後検討を進めることとした、そういう意向の表明がございました。郵政省といたしましては、アマチュア無線と同様、本問題の重要性にかんがみまして、今後機会をとらえて韓国側に対しこの相互運用取り決めの早期実現について積極的に提案してまいりたい、そのように考えております。

○草川委員 そこで、これは率直に申し上げますが、先ほど来言っておりますように相互の関係でお互いに認め合うというならばオーケーですという前提で話を進められている、それはそれでいいのですが、日本人が韓国へ行って運送業を営み、それから無線局を申請するということは現実的にはあり得ないことです。日本にいる在日韓国人・朝鮮人の方々というのは歴史的な経緯があるわけですから、運送業を営む人はたくさんいますよ。だから、それこそ日本は特別に特例を設けて、か

かる永住権を持つそういう方々に特別の無線局の許可を与えてもいいじゃないかということをお願いいたします。それで、韓国にしてみれば、外国人が来て無線の免許を取るということは安全保障上非常に注意をする国ですよ。今は南北の和解という非常に新しい国際情勢ですが、延長線から言うならば、向こうは日本の安全保障に対する考え方と基本的に違いますが、厳しいわけですね。外国人に無線局の許可を与えるというのは非常に厳しいと思うのです、アマチュアとは違いますが。だから、今そういう努力をするということをおっしゃっていますけれども、私は見通しはなかなか困難だと思っております。

そこで、私は一つの提言があるわけでありまして、日本でも運送業を業とす方々が在日韓国人の方々も、妥協案なのであれば、例えば社長が在日韓国人・朝鮮人の方でも専務が日本人の方も随分おみえになるわけですから、その日本人の専務の名前で無線の免許を与えることをぜひしてもらいたい。我々は何回か陳情しておるのですが、實際上、名目の専務じゃだめなのだ、五〇％以上の資本参加をしていないとたしかだめだという非常に厳しい壁があるわけですね。だから、この壁を何とかうまく乗り越える方法はないだろうか、提言をしたいと思うのですが、お答え願いたいと思います。

○鬼頭説明員 我が国におきましてこういった無線局に関する相互主義適用を導入いたしております背景は、電波法が有限希少な資源であるということとで、一般に外国人の免許取得を制限する一方、国際化への適切な対応等の観点から、相互主義に基づく場合は外国人に対し無線局免許を付与する道を開いているところでございます。

それで、無線局の免許というのが、現在法人及びその代表者に対して付与されるということで、先ほどの相互主義の問題と免許の全体の体系という問題から、なかなか先生のおっしゃるような趣旨での改正というのは、現時点ではまだ見通しが

立っておりませんが、今後の課題あるいは電波法固有の問題ではなくて、他の一般法等の動向も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

○草川委員 ぜひ運用上の配慮をお願いしたいと思います。

そこで、次に移しまして、今度はいわゆる不法残留、不法滞在の外国人の方々の医療費の支払いの問題を、これは法務省も含めて関係省庁にお伺いをしたい、こういうふうに思います。

実は、私は昨年の三月二十九日に不法滞在の外国人の医療費支払い等に関する質問主意書というのを提出しました。この経過というのは、一昨年来、不法に残留をする、滞在をする外国人の方々の医療費の支払いをめぐるトラブルが非常に多いという話を聞きまして、それで実は昨年の予算委員会にこの問題を質問しようと思って準備をいたしました。

関係省庁の方々にいろいろなお話を聞きました。それは出口のない議論だからやめろ、こういう話になったのです。やめろというのはあけすけな話で申し上げたのですが、出口がない話なんだからどう言われても答弁のしようがないんだという話なので、私ももう少し考えてみようと思いましたが、これはいけないというので質問主意書を出しましたが、そのときの答弁も出口がない、こういう状況になっておるわけでありまして、そこで改めてそういうような状況ではこれはだめだ、一回どこかでちっと、いいものはない、悪いものは悪い、できるものはできる、できないことはだめ、そして不法に残留する方々は、日本に来て医療費がただになるというような風潮があってもまた困るわけでございますので、お互いに知恵を出し合って対応を立てたいという意味で問題提起をしたわけでありまして、

それで、私が直接聞いた例をちょっと申し上げたいと思います。これは不法滞在者が昏睡状態になったわけ

です。ある民間病院に搬入をされました。その民間病院も、救急病人でございますからCTスキャナーをかけた。そうしたらクモ膜下出血、こういうことでございますので、緊急手術が必要となった。ところが、その病院では対応ができませんので救急車を呼んだ。これは地方自治体の救急車を呼んだわけですね。この地方自治体の救急車で、いわゆる脳外科専門の救急病院に転送された。それで、その病院で動脈瘤によるクモ膜下出血の緊急手術を行ったというわけでございますが、ところがその患者の所持するのはパスポートだけで、治療費が支払われない。

そこで、出身国の在日公館に病院の方から連絡をしたところ、これは法務省よく聞いていたのだと思いますが、その在日の公館は、ビザ切れを放置をした日本側の責任で我が国にとっては関係なし、こういうのが日本にあるその国の大使館の返事だったのです。どうしようもございせんから地方自治体に相談をする、といっても、もうだめだというお話。そこで仕方がないので、その病院が数百万円に上る治療費を引き受けている、こういうことでございます。

こういう例というのは、今東京都内でも、全国的にもたくさん出ているのです。新聞にもほとんど事例が報道されておるわけです。国際社会における日本の責任というのが非常に論じられているわけですが、このような問題を放置するということは極めて遺憾でありまして、人道的な立場に立つ行政が行われることが必要だと思っております。

そういう立場からまず法務省に、短期滞在、研修などの在留資格で日本に入国をし、在留期間が切れても出国をしない不法滞在者というものが何名ぐらいいるのか、推定値をお聞かせ願いたいと思います。

○本間政府委員 不法滞在者の正確な数をつかむのは非常に難しいでございますけれども、当局で入っております出入国カードの電算統計でございますが、これによって推計いたしますと、平成三

年五月一日現在で、総数において約十六万人を数えておりまして——大変失礼いたしました。資格別に申し上げますと、短期滞在者は約十二万八千九百人でございます。率にしますと全体の八一%ぐらいになります。それから次に、数としては就学が多いのですが、一万三千五百名余りでございまして、率にして八・五%ぐらいになります。

○草川委員　そこで、今度は厚生省にお尋ねしますが、医師法第十九条には「診療に従事する医師は、診療治療の求めがあつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」というふうになっております。治療費を支払うことができない不法滞在者であることを理由に医師は診療を拒否できるのかどうか、お答え願いたいと思ひます。

○菊川説明員　お答えいたします。

先生御指摘のとおり、医師は、医師法第十九条第一項により、正当な事由がなければ患者からの診療の求めを拒んではならないとされております。何が正当な事由であるかは、それぞれの具体的な場合において社会通念上妥当と認められるかどうかによるべきでございますが、救急車により搬入された場合も含め、一般的には治療費を支払うことができないこと、または不法滞在者であることのみを理由として診療を拒むことはできないものと考えております。

○草川委員　要するに、医療機関は制度上、国籍等により、あるいはまた不法滞在者であっても診療を拒否できない、こういうことになっていると思ふのです。まして、今お話がありましたように自治体の救急車で運ばれた場合も含む、こういうことだと思ふのです。

そこで、不法滞在者が治療費を支払うことができない場合は、本人にかわり支払う者がいない限り病院側の負担になるわけです。不法滞在者が急増する中、民間病院に負担を求めるだけではおのずから限界があると思ふのでございますが、厚生省としては、不法残留の外国人の医療費未払いの

現状をどのように把握しているのか、あるいはその金額は一体幾らぐらいになるのか、統計をとっておみえになるのか、お答えを願いたいと思ひます。

○菊川説明員　厚生省として特に統計をとってございせんが、不法滞在が否かにかかわらず、診療を受けた外国人が診療費を支払えず診療を行った医療機関が負担した事例につきましては、総務庁の行政監察の実態調査結果によりますと、平成二年四月から三年三月にかけて調査したものでございまして、五十六医療機関において診療を受けた外国人延べ千三百九十六人の中で、診療費が未払いとなつた外国人は三十四名ということになっております。

○草川委員　厚生省として統計をとっていないということですが、不法滞在者の治療を行った場合の未払い、こういうことをこの際調査するお考えはありますか、どうですか。お答え願いたいと思ふのです。

○菊川説明員　御指摘の点を踏まえてちよつと検討してみたいと思ひます。

○草川委員　実態は実態として、ぜひ一度調査していただきたい、こういうふうに思ひます。

そこで、これは私、質問主意書の中に、そういう不法滞在者の治療を行う場合に民間病院では限界があるので国が受けたらどうか、あるいは公的病院が受けたらどうかというように言つたわけでございますが、当然、国は肩がわりをするわけにはいかない、こういう答弁になっておるわけでございます。民間の病院としては非常に強い不満があるわけですよ。要するに、民間病院に全部しわが寄つてゐる。本来ならば、それはまた別な取り扱いがあつてしかるべきではないか、診療を断ることが制度上できないわけですから、だから、ここを何とか我々としては解決できる方法を考えてみたいと思ふのです。

そこで、先ほど厚生省の答弁の中で、外国人の就労に関する実態調査の結果報告、実態調査の結果に基づく勧告というのを総務庁がこし一月十

五日に出しておりますね。これは不法滞在以外の一般外国人のことも含めてでございますが、医療の問題に絞つて指導事項の概要を説明願いたい、こういうふうに思ひます。

○藤井説明員　お答えいたします。

ただいま厚生省の方からも御説明がありました。が、一つは、私も今回調査を実施しました五十余りの医療機関で診療を受けた外国人は、平成二年度の一年間でおおむね千三百九十六人いたわけでございます。そのうちの七百四十四人、五三%でございます。それの方々が公的医療保険の適用を受けていない。また、三十四人分の医療費が未収という状況があつたわけでございます。

なお、蛇足でございますが、私どもの調査においては、これらの外国人が不法滞在者であつたかどうかという区別をしての把握はやつておりません。

そのほかに、国保、健保、こういった制度も合法的に滞在してゐられる外国人の方々には適用することができるところがあるわけですが、そういう状況が調査しましたところ、外国人の国保の適用率が低い例が見られたとか、健保が未適用になつてゐる例があつたとか、国保の適用の基準の一つでございましてこの「一年以上滞在すると認められる者」というのがあつたわけなんです。その運用状況を調査しましたところ、入管局による在留期間の許可が一年未満であるというだけで国保を適用していないという例も見られたというところでございまして。

このほかにも、言語、習慣の異なる外国人の方々が円滑に医療を受けられるというような観点から、地方公共団体、それから病院、こういったところにおける対応状況を調査しているわけですが、一部の地方公共団体では、既に外国語による診療可能な病院等の紹介パンフレットを作成しているという先進的な例あるいは病院の中に既に外国語による案内、通訳サービスを提供しているところがある、そういう例もあつたというところでございまして。

こういった状況を踏まえまして、厚生省に対し、まず、外国人が円滑かつ適切に利用できる医療のあり方を検討していただきたいと申し上げますとともに、市町村における外国人登録部門等と連携することにより国保の適用対象者を的確に把握して、外国人に対する国保の適用の適正化を図る、あるいは事業所においても健保の適用について周知、加入の推進が図られるよう都道府県を指導していただく、それから地方公共団体における外国人の対応が可能な医療機関等に関する外国語による各種情報サービス等、こういった好事例が出ておるわけでございますので、こういった好事例を収集されて、再度還元されるというようなことで支援をしていただきたいというようなことを勧告してゐるところでございます。

○草川委員　今総務庁の方の勧告というのですか。実態調査が報告されましたが、これは不法残留であつたと許可されて入国したところの外国人も含めた医療問題、医療費の未払いがある、こういう実態報告が出ておるわけですから、私は今、前半では不法滞在というのを申し上げましたが、診療機関側からすると、不法滞在ではなくて入国を許可された外国人の未払いの実態は、こういうことになるとは思ふので、実態はさらに深刻だということを言わざるを得ません。

そこで、問題は、これは自治体もあるわけでありまして、厚生行政もあるわけでありまして、法務省にも聞いてもらわなければいけませんし、外務省もあるわけですね。それぞれ縦割り行政ですから、縦割りの範囲内だけのお話になると現状に合わないという話になって、今申し上げましたように、そういう方々の診療というのはほとんど私的病院が引き受けざるを得ない。国公立が引き受けられない、公的病院もなかなか引き受けられない、こういうことになるわけなんです。それをどのようにしたらいいのかというので、実は昨日も、これは総理府が全体を統括するので総理府が答弁を引き受けてくれるのか、あるいは総務庁なのか、あるいは内閣なのか、いや、それは官房なのか、いろいろ

るとやりましたが、結果として今私が申し上げた
答弁を引き受けてくれるところは実はなかったの
ですよ。

そこで、私は、そんなばかなことはないじゃな
いかというので、答弁がなければいい問題提起
をしなければいかぬということで、やっつけさ、
内輪話をすると、内閣の方から法務省なり厚生省
にしかるべき答弁をさせるといふことに実はなっ
ておるのですよ。どういふ答弁が今から出てくる
かわかりませんが、厚生省、それから外務省
も入っておりますが、いずれにしてもとりあえ
ず厚生省と法務省、いわゆる許可されて滞在され
る外国人を含めた、不法残留者を含めた方々の医
療費の未払い対策をどうするのか、この際、両省
から御答弁をお願いしたい、こう思います。

○高橋政府委員 日本にいられている方々が不慮
の病氣、あるいは事故もございすけれども、そ
ういふことになったときにどういふような待遇を
受けるかということは、その人あるいはその国に
とつても、日本のイメージにとつても非常に重要
なことでございますので、私たちとしても非常に
心を砕いておるところでございます。私たちも
外国へ行くときに何かの事故に遭つたり、けがを
したり、あるいは病氣になったときに手厚くやっ
ていただけ、そういう待遇を受けて帰ればその
国の印象がよくなるということもございす。そ
ういふ観点もございすけれども、他方、先ほど
先生御指摘のとおり、日本に行つて不法に残留し
て病氣を治して帰つてくるということになつて
も、これは我が国の健全な社会の発展という観点
から見ましても好ましいことではございせん。の
で、いろいろケース・バイ・ケースで考えなけれ
ばいけないかと思ひます。

一般的に言いますと、合法的にこちらに來られ
ている方は、滞在期間が短い方は観光というこ
とで大体保険をかけて來られる方が多いのじやない
かというふうに考へておられます。また、こちら
に留まるとか研修で來られる方は保険に入ること
を私たちが勧奨しております。特に研修で來られ

る方は研修用の保険制度がございまして、そうい
うものでカバーされるというようなことを確保す
るようになつておるところでございます。

問題は、不法に残留したり、不法に就労してい
る方々でございまして、これは不法であるだけに、
これを法的に、合法的に救うというのとはなかなか
難しいところがございます。

それで、法務省の入管として、今不法就労ある
いは不法に残留している人たちの医療についてど
ういふようなケースが我々の所管しているところ
に入つてくるかと申しますと、例えば不法に残留
して強制退去の手續の過程にある人がいますと、
そういう人たちは強制退去の前に収容するわけで
すけれども、そのときに病氣であるということが
わかりましたら、最寄りの病院等で治療を受けさ
せるといふことで健康管理に氣を使つてゐるわけ
でございます。

また、強制退去手續になつた人が非常に重病で
すぐ帰すには耐えられないという場合には、人道
的な配慮から、直接帰すというこはしないで滞
在を認めるといふようなことで、事業に応じて適
切に対処してゐるところでございます。ただ、費
用の点について言いますと、個人が持つてゐるお
金で払える場合には払つていただきますけれども、
どうしても払えない場合には、我々の強制手
続の中に入つてゐる場合には、少ない予算でござ
いますけれども、若干国費で面倒を見るというシ
ステムもございす。

こういう不法就労者の医療問題につきまして
は、いろいろなケースがあつて難しい問題を含ん
でおりますが、必要に応じて関係機関と連絡
を十分にとつて適切に対処していきたくと思ひ
ておるところでございます。

○草川委員 偽つた資格で入国をすること自身が
その国を軽んずることになるわけですね。あるい
はまた、外国人労働者を安易に雇うという事態を
実質上安易に認めてしまつておるといふ日本の経
済界の体質自身にも責任があると思ふのです。だ
から、ここで入管を責めても問題があると思ふの

ですが、現実にはわが寄つてゐるわけですから、
何らかの対応を立てなければいかぬと思ふので
す。

たまたま東京都がようやくしげれを切らして、
名前が悪いのですが、行き倒れの方々を救済する
という非常に古い法律を二十二年ぶりに復活して
適用しようといふようなことが言われておるわけ
でございますが、そのようなことも含めて厚生省
はどのようなお考えか、お伺いをしたいと思ひま
す。

○酒井説明員 お答え申し上げます。

行旅法の問題でございます。今先生おっしゃ
いましたように、大変古い法律でございます。先生
御案内のように、行旅法は旅の途中の行き倒れの
病人あるいは死亡の方を対象とするわけでござ
いまして、私もどくどくばらんに言ひますと、い
ゆる不法就労あるいは不法滞在の外国人の方の
ために正面から適用できる法律ではないと思ふわ
けであります。旅の途中で行き倒れた場合であ
るかどうかという要件に照らしまして、それに該
当する場合には適用し得る場合があるという限定
的なものであるわけでございす。今申し上げま
したように、適用範囲ではないわけでございす
が、そういう限定的なものではないでございまして、東京
都におかれましては以上の点は踏まえながら検討
はされていくものと思ひますけれども、私もは
現在詳細なことを伺つておりません。当面、そ
の状況を見守つていくことにならうかと思つて
いる次第でございます。

○草川委員 もう一度質問しますが、特にこの東
京都のお考えは否定をしませんね。もう一度御答
弁願ひたいと思ひます。

○酒井説明員 答弁を繰り返して恐縮でございま
すが、まだ詳細なことは聞いておりませんし、ま
た東京都もまだ検討されているやにも聞いており
ますので、とにかくにもしばらくその状況を見
守りたいといふことでございます。

○草川委員 長々とこの問題を取り上げておりま
すが、そう簡単に出口のある話ではない、しかし

現実には非常に深刻だ、こういうことから申し上げ
ておるので、限定的に厳しく取り扱うということ
は結構でございますが、一つの問題解決の方向だ
と思ふので、ぜひこれを十分参考にしたいとい
ひ、とりあえずの対応をしていただきたいと思ひ
ます。

そこで、外務省にもう一問。一昨年十二月、国
連はすべての移住労働者及びその家族の権利保護
に関する国際条約を採択しておるわけでございま
すが、これは発展途上国等の非常に強い要望もこ
れあり、先進国の方としてはかなり抵抗があつた
と聞いておりますけれども、一応これは採択され
ておるわけでございすので、この種のものはい
ずれにしても展開をしていくわけでございす。
今のようないふこともこれに合致する一つの方向では
ないかと思ふのですが、この国連の条約の理念を
どのように評価するか、お答え願ひたいと思ひま
す。

○吉澤説明員 御質問にございしましたすべての移
住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条
約でございますけれども、私も、移住労働者と
その家族の権利保護を図ろうとするこの条約の理
念そのものは評価できるものであると考えており
ますけれども、この条約を我が国が批准しようと
いたします場合には、移住労働者が国民あるいは
移住労働者以外の外国人よりもかえつて優遇され
る結果となつて平等原則との関係で問題が生じな
いかとか、我が国の基本的な労働政策との関係、
あるいは出入国管理、選挙、教育、刑事手続、社
会保障といったいろいろな国内制度との関係にお
いてどうかといった点を十分に慎重に検討をしな
ければならぬのじやないかと思つております。

なお、先生も御承知かと思ひますけれども、こ
れは九〇年の十二月に国連で確かに無投票で採択
されたわけでございす。それ以来今日に至るま
で、署名した国はメキシコとモロッコの二カ国だ
けである。それから、この締結国となつてゐる
国は一つもないといふような現状であることもま
た我々として考へていかなければいけないといふ

ふうに考えている次第でございます。

○草川委員 この問題について、法務大臣というよりも政治家として、入管行政に携わっておみえになるわけですが、非常に難しい問題ではございませんけれども、放置をするわけにはまいりません。人道上という問題もございまして、あるいは国際的な責任ということもあるわけなので、私は少なくとも閣議等において総合的な対応をどこかで立てるというような御提言があつてもしかるべきだと思ふのですが、その点どのようにお考えになつておられるのか、お答え願ひたいと思ひます。

○田原国務大臣 ただいままでの質疑を聞いております。非常に感ずるところが多いわけでありまして、法務省の領域を超える部分が多いわけでありまして、政治家としてという御指名でございます。ですから政治家としてお答えしますが、ただ単に政治家として言つても実が実りませんので、やはり不法就労問題などで各省の会議がありまふように実務の上へのせていく必要があるというふうには私は痛感しております。何らかのそういう行動をとつてみたいと思ひますので、そのようにまた先生からも御指導を賜りたいと思ひます。

○草川委員 ぜひそのような方向で臨んでいただきたいと思ひます。

残りがもうわずかでございますので、予定した質問が大部分ありますが絞つて、入管職員の増員問題というものを提議したいと思ふのです。

入管職員というのは、それぞれ空、海、陸、いろいろなところで御苦労願つておるわけでございまして、最近私、東京入管に陳情がございまして、行きました。

それは、今韓国からソウル大学の教授と人物交流計画で私いろいろと友人としておつき合ひをしておるものですから、その方の御子弟の入国のことについて東京入管に行きましたが、驚きました。驚いたなというものでないですね。あれが役所かと思うぐらいの大混雑ですね。あれはJRの通勤電車ですよ。通勤ラッシュですよ。まず、入り口から案内員のところへ行く間に本当に押し分

けていかなければいかぬ、東京入管の実情は。そこで、場所を聞くのに、ずらつと並んでおるわけですから、こちらは結構気をきかせて、仕方がないので行く場所を、三階を探して行つたのですが、これはすごいんですね。ずらつと床に並んでおるすし、立つたまわつと並んでおるすし。

これはいろいろな方々がお見えになります。これは成田でも同じなことです。成田に入国をされますね。私の知つておる、政府が招待をした音楽家だとかあるいは有職者、そういう方々ももちろん外国人の窓口へ並ばれるわけですが、その前に一見観光ビザでお見えになるのだけれども、どうも本当に観光かどうか怪しいということで入管の職員が非常に厳しくチェックされるわけですよ。その後へ並ぶと二時間、三時間、四時間と並ばなければいけないわけですよ。そこで日本に対する非常に強い不満が出てくるわけですよ。せつかく友好関係を深めるためにお願いしても、そういうような仕打ちです。

私は、一つの提案としては、何か特別に政府招待者の窓口を特例としてつくつたらどうかという提言をしたのですが、そんなことをやつたらそれこそまた国際的な問題になるという様子なので、どうしたらいいのかわからぬ、それは増員以外にはない、あるいは場所を大きくする以外にはないという結論に達したわけですよ。入管職員の増員、養成状況というのは一体どうなつておるのか、法務省の答弁を願ひたいと思ふのです。

○高橋政府委員 入管の業務が非常にふえておりまして、それでまた場所等が混雑して皆様に御迷惑をかけているのは大変申しわけないと思つております。

入管職員の増員の状況についてお尋ねでございますのでお答え申し上げますと、地方入国管理官署の職員の増員状況につきましては、近年の業務量の増大に伴ひまして、平成二年度は六十六名、平成三年度四十八名、平成四年度、このたび成立しました予算案におきまして九十七名の増員をいただいております。なお、十年前の昭和五十八年

度における地方入国管理官署の定員は千五百七十二名でございましたので、これに對しまして平成四年度の定員は千七百六十五名、こういうことでございます。

○草川委員 これで入国管理の増員が結構出ておるといふ話でございますが、私はなお現状には合わぬと思ふのです。

それからついながら、警察庁、大変長く待つていただいております。外国人の犯罪等も含めまして、実は外事第一課長には入管法の違反のことについても伺ひたいと思つておりましたが、実際はこのような外国人犯罪というのは、入管法の犯罪も含めましてふえておると思ふのでございまして、その点、簡潔に御答弁願ひたいと思ふのです。

○奥村説明員 お答えをいたします。

在日外国人の犯罪でございますが、ちよつと手元に数字を持っておりますが、これは五年前に比べまして相当ふえておると思ひます。

○草川委員 いずれにいたしましても、入管職員の増加ということについては今後ともやっていただかなければいかぬわけですよ。いわゆる総務庁の行政官署、こういう定員法の関係もあるわけでございますが、総務庁としては、査定官庁としてこの入管業務というものをどのように評価しておみえになるのか、お答え願ひたいと思ひます。

○米山説明員 お答えをいたします。

先生からも御指摘ございましたように、近年法務省におきます出入国管理業務量が相当増加してあるというようなことにつきましては、法務省当局からいろいろ御事情をお伺ひして私どもも十分認識しているところでございます。このような中で、現在の定員管理、総数を抑えるという大変厳しい状況にあるわけでございますけれども、地方入管の定員につきましては、先ほど法務当局からも御回答ありましたように、昨年度の二倍を上回る九十七人の増員措置、こういった私どももかなりの努力もしております。

○草川委員 今のような状況も踏まえまして、法

務省としても入管職員の方々の増員等、また総務庁も全体の枠の中から判断があると思ひますけれども、ぜひ対応を立てていただきたいと思ひます。時間が来ましたので、これも少し詳しく御質問をする予定でございましたし、法務省あるいはまた警察庁あるいはまた文部省の国際企画等々の課長も来ておられますが、大変恐縮でございますが、以上で質問を終わりたい、こういうふうに思ひます。どうかひとつ、法務省としても頑張つてくださひ。

○田辺(広)委員長代理 御苦労さんでした。

次回は、来る十七日金曜日午前九時四十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後七時二十九分散會

平成四年四月二十四日印刷

平成四年四月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局